

日向市農林水産業振興計画（案）

（計画年度：2019年度～2023年度）

～地域資源を活かした持続可能な農林水産業を目指して～



日 向 市

【 目 次 】

第 1 章 日向市農林水産業振興計画の改訂について	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
第 2 章 日向市の農林水産業について	4
1. 日向市について	4
2. 日向市の農林水産業	5
(1) 農 業	
(2) 林 業	
(3) 水産業	
第 3 章 計画の理念と基本的な視点	28
第 4 章 施策の展開	29
I 農業の振興	29
1. 意欲のある担い手の確保・育成	29
(1) 新規就農者の確保・育成に努めます	
(2) 認定農業者の育成・支援に努めます	
(3) 集落営農組織の育成に努め、集落営農を支援します	
(4) 各種団体への支援を行います	
2. 多様な担い手が活躍できる環境づくり	31
(1) 女性農業者が活躍できる環境づくりに努めます	
(2) 援農隊による労働力確保を支援します	
(3) 農福連携により雇用機会を創出します	
3. 地域の特性を活かしたブランド化の推進	32
(1) 日向地域のブランドの確立に努めます	
(2) 農業団体等関係機関と連携し、情報の発信に努めます	
(3) 産学官の交流・連携を促進し、新しいブランドの研究・開発を推進します	
(4) 農商工連携や6次産業化を促進します	
4. 経営安定対策の推進	34
(1) 制度資金の活用と法人設立を支援します	
(2) 効率的で安定的な農業経営を促進します	
(3) 経営管理能力の向上による農業経営の体質強化に努めます	
5. 優良農地の確保と生産基盤整備	35
(1) 農地の集積等による優良農地の確保と農業用水の維持管理に努めます	

(2) 荒廃農地の解消に努めます	
(3) 有害鳥獣による農作物の被害対策に努めます	
(4) 農道、用排水路等の生産基盤の整備・充実に努めます	
(5) 災害予防対策と速やかに復旧できる体制の構築に努めます	
6. 潤いのある農村地域の形成	37
(1) 農業・農村の環境保全活動を支援します	
(2) 農業集落排水施設への接続を推進します	
(3) 農村の地域住民の交流促進や健康増進のため、農村公園の維持管理に努めます	
(4) 地域の農業にまつわる伝統的な祭りや芸能等の地域活動を支援します	
7. 畜産業の総合的な振興	38
(1) 生産基盤の整備や経営技術改善により生産性向上を図ります	
(2) 家畜飼養衛生管理基準の遵守を推進し、家畜伝染病予防対策を徹底します	
8. 安全・安心な農畜産物の供給と都市との交流の推進	40
(1) 環境保全型農業の取り組みを推進します	
(2) 「ひなたGAP認証制度」等GAPの取り組みを推進します	
(3) 環境保全型農業直接支払交付金事業の取り組みを推進します	
(4) トレーサビリティの定着を支援します	
(5) 都市との交流・共生の促進に努めます	
9. 環境に配慮した農業系廃棄物の適正処理の推進	42
(1) 農業用廃プラスチックの適正処理を推進します	
(2) 家畜排せつ物の適正処理と利活用により環境と調和した畜産経営を推進します	
10. 農畜産物の流通体制の整備と地産地消の推進	44
(1) 農産物流通体制の整備を促進します	
(2) 農畜産物の付加価値を高め、消費と流通の拡大を図ります	
(3) 農産物直売所等を活用し、地域内流通と地産地消を推進します	
11. 最先端技術の導入に係る研究	46
(1) スマート農業の推進に向けた学習会を開催します	
(2) スマート農業の取り組みを支援します	
II 林業・木材産業の振興	47
1. 森林資源の保全と活用	47
(1) 多面的機能の高度発揮に向けた森林づくりに努めます	
(2) 森林整備計画や森林経営計画に基づく森林の適正な管理を推進します	
(3) 新たな森林管理システムに向けた取り組みを進めます	
(4) 市民参加型の森林づくりを推進します	
(5) 治山事業による森林の保全に努めます	
2. 生産基盤の整備	48
(1) 環境に配慮した林道、作業路の開設、改良に努めます	
(2) 林道や作業路の維持管理に努めます	
(3) 高性能林業機械の導入促進に努めます	

3. 林業経営の改善	49
(1) 林業担い手の確保・育成に努めます	
(2) 特用林産物の生産振興を図ります	
(3) 有害鳥獣の被害防止対策に努めます	
4. 森林資源の需要拡大の推進	51
(1) 木材の加工流通体制の整備を促進します	
(2) 木材の需要拡大を推進します	
(3) 林地残材の活用を図ります	
Ⅲ 水産業の振興	53
1. 水産資源を守り増やす取り組みの推進	53
(1) 資源の保護増殖に努めます	
(2) 生産基盤の整備を推進します	
(3) 港の整備を促進します	
2. 漁業の経営基盤の強化	54
(1) 安定した漁業経営の確立に努めます	
(2) 漁協の経営基盤の強化に努めます	
(3) 漁業就業者の確保と後継者対策のための支援に努めます	
(4) 水産物のブランド化・水産加工品の特産品化を推進し、販路拡大やPRの強化に努めます	
(5) 水産物の消費拡大の取り組みを支援します	
3. 内水面漁業の振興	56
(1) 資源の保護増殖を図ります	
(2) 河川環境の保全を図ります	
(3) カワウ及びサギによる被害への対策を図ります	
(4) 養殖業の振興を推進します	
4. 水産業に理解と関心を高める施策の展開	57
(1) 水産業に理解と関心を高めるための啓発に努めます	
(2) 漁業者と遊漁者の秩序ある漁場利用を促進します	
(3) 環境保全への取り組みを推進します	
第5章 計画の推進にあたって	58
1. 振興にあたっての目標値	58
2. 計画の進行管理	59
資料編	60

第1章 日向市農林水産業振興計画の改訂について

1. 計画策定の趣旨

本市では、平成20年に日向市農林水産業振興計画（第1次）を策定し、以来、農林水産業の発展に向けた様々な施策を展開してきたところです。

特に、農業分野では、平成30年3月に策定された産地戦略ビジョンに基づく特産品「へべす」の生産拡大と消費拡大、林業分野では、平成29年4月に「林業成長産業化地域」の指定を受け、資源循環型林業システムの構築、水産業分野では、生産拡大により県内一の産地となった「細島いわがき」のブランド化など、各種の取り組みを進めてきました。

しかしながら、現在の農林水産業を取り巻く情勢は、燃油や飼料の高騰、従事者の高齢化や担い手不足、手入れ不足の森林の増加、さらにはTPP11協定^{※1}（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）問題など極めて厳しい状況にあります。

こうした状況の中、国においては、農林水産業を足腰の強い産業としていくための「経営所得安定対策」の見直しや、担い手へ農地の集積・集約化を加速させる「農地中間管理事業^{※2}」、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための「日本型直接支払制度^{※3}」の推進、森林整備を推進するための「森林環境税（仮称）^{※4}」、「森林環境譲与税（仮称）^{※4}」、「森林経営管理制度（新たな森林管理システム）^{※5}」の創設、水産資源の持続的利用を推進するための「漁獲割当て制度（IQ）^{※6}」の導入、近年の船舶の大型化や技術の発展に対応した漁業許可制度^{※7}の見直しなど、我が国の農林水産業改革を図ろうとしています。

本市においても、特に農林水産業に携わる担い手の確保は、安全・安心で安定的な食の提供にとどまらず、自然環境の保全の観点からも重要な課題となっています。

※1 TPP11協定：TPPとは、アジア太平洋地域においてモノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、金融サービス、電子商取引、国有企業の規律など、幅広い分野で21世紀型のルールを構築する経済連携協定のこと。2016年2月に12か国がTPP協定に署名しましたが、2017年1月に米国が離脱宣言をしたため、11か国がTPPの早期発効に向けた合意を行うことで合意し、同年11月にベトナムで開催されたTPP閣僚会合において、TPP11協定を大筋合意。2018年3月には、日本を含め11か国の閣僚が署名を行い、同年12月30日に発効しています。

※2 農地中間管理事業：地域で中心となる担い手が効率的に農業経営を行えるように、農地の所有者と担い手の間に農地中間管理機構が入り農地の集積・集約化を進める事業のことです。

※3 日本型直接支払制度：農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るために、地域での農地等の保全活動や営農活動に対する支援を行うものです。

※4 森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）：国民皆で森林を支える仕組みとして創設されるもので、国民一人一人が等しく負担を分かちあうよう個人住民税の枠組みを活用し賦課されます。また、森林環境譲与税（仮称）は、市長村等が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等に関する費用に充てるため、森林環境税を財源として、市町村等に交付されるものです。

※5 森林経営管理制度（新たな森林管理システム）：森林所有者の経営管理の責務を明確化し、経営管理が行われていない森林について、市町村が仲介役となり、森林所有者と森林経営者をつなぐ制度です。

※6 漁獲割当て制度（IQ）：TAC（漁獲可能量）を漁業者又は船舶ごとに割り当て、割当量を超える漁獲を禁止することによりTACの管理を行う制度です。

※7 漁業許可制度：漁業法等に基づき、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整等のため、特定の漁業を営むに当たって、農林水産大臣又は都道府県知事の許可を受けなければ、当該漁業を営んではならない制度です。

このようなことから、本市では、今後、「へべす」や「細島いわがき」に並ぶ特産品の開発及びブランド確立を図るとともに、農林水産物の強みを活かした6次産業化※¹や農商工連携※²、産学官連携※³による高付加価値化を図り、「儲かる農林水産業」や「森林資源の循環利用」を目指すこととし、その具現化に向けた担い手不足などの諸課題に対応した振興策を示すために、第3次対策となる本計画を策定するものです。

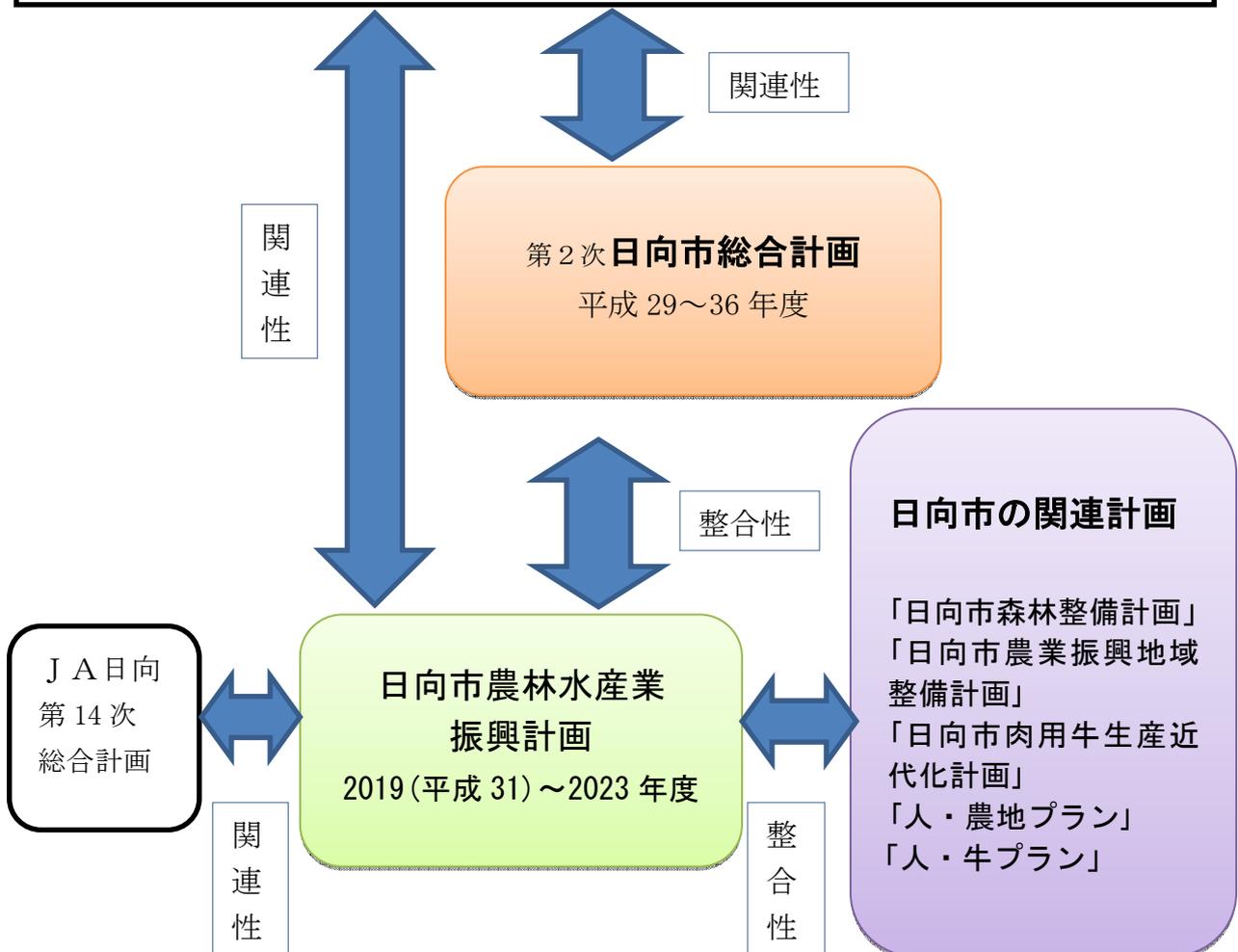
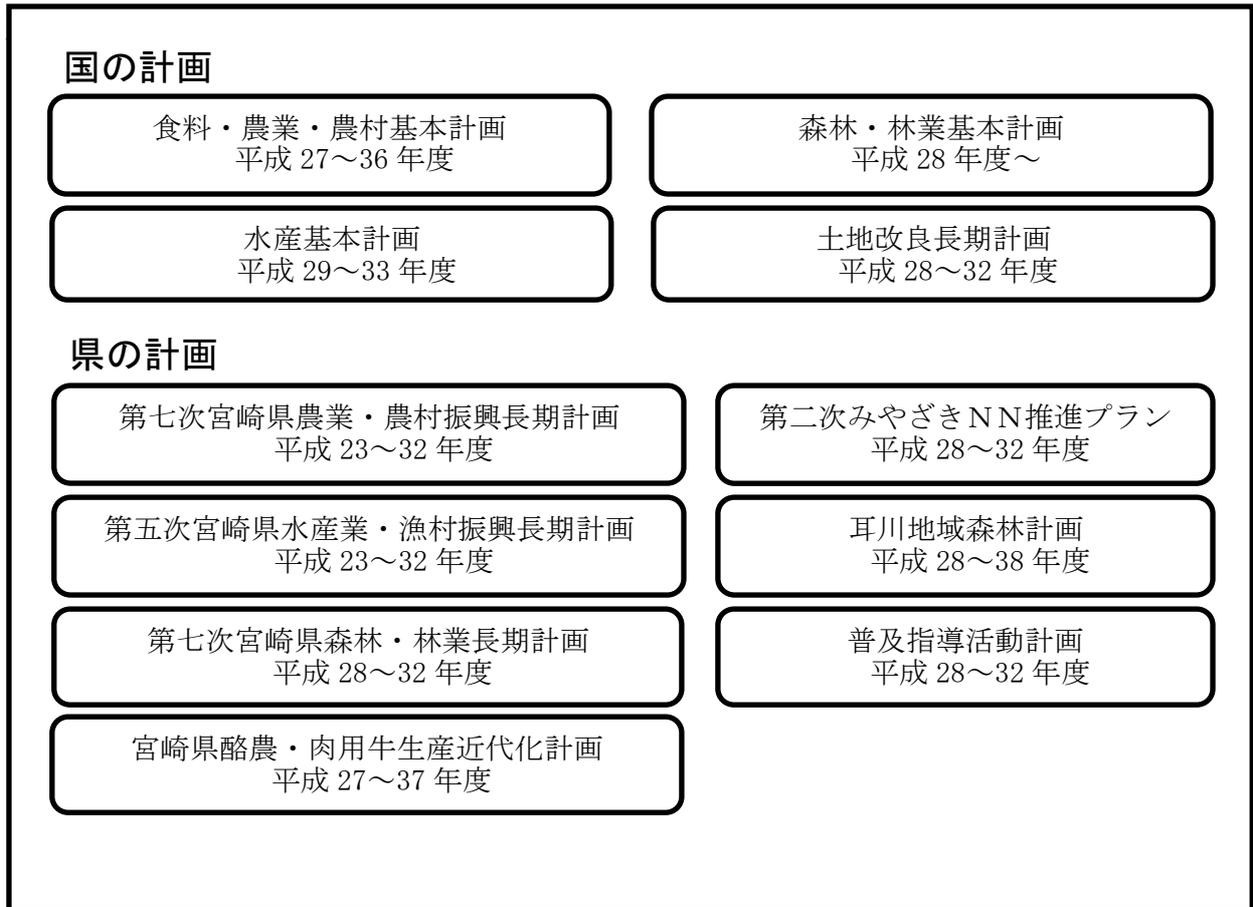
2. 計画の位置づけ

本計画は、本市のまちづくりのマスタープランである「第2次日向市総合計画」を上位計画とし、国が策定している「食料・農業・農村基本計画」、「森林・林業基本計画」、「水産基本計画」、宮崎県が策定している「第七次宮崎県農業・農村振興長期計画」、「第七次宮崎県森林・林業長期計画」、「第五次宮崎県水産業・漁村振興長期計画」等の内容を踏まえたものとします。

3. 計画の期間

本計画の期間は、2019年度（平成31年度）を初年度とし、2023年度を目標年度とする5か年とし、必要に応じ計画の見直しを行います。

-
- ※1 **6次産業化**：第一次産業である農林水産業が、農林水産物の生産だけにとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造・販売や農園のような地域資源を生かしたサービスなど、第2次産業や第3次産業にまで踏み込むことです。
 - ※2 **農商工連携**：農林水産業者と商工業者がそれぞれの有する経営資源を互いに持ち寄り、新商品・新サービスの開発等に取り組むことです。
 - ※3 **産学官連携**：企業（産）が、技術シーズや高度な専門知識を持つ大学等（学）や行政（官）と連携して、新製品開発や新事業創出を図ることです。



第2章 日向市の農林水産業について

1. 日向市について

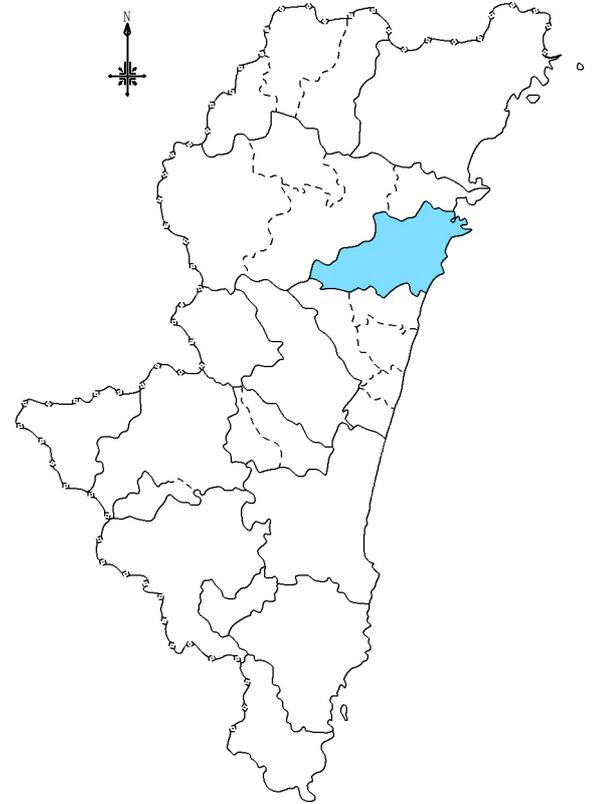
本市は、宮崎県の北東部にあり、東経 131 度 37 分、北緯 32 度 25 分に位置しています。北は門川町、西は美郷町、南は都農町及び木城町に接しており、尾鈴山系を南に日向灘を東に望み、市西部の東郷地区から美々津・幸脇地区を耳川が貫流しています。

また、本市は、日向入郷圏域の交通の要である国道 10 号と国道 327 号との結節点にあり、九州山地に連なる入郷地域の山の文化（森林文化）と太平洋の海の文化（黒潮文化）が交わる交流拠点でもあります。

年間平均気温が約 17 度と温暖で積雪を見ることはほとんどなく、年間降水量は 2,000 mm を超えています。一方、年間日照時間も 2,000 時間を超えるなど、全国でも有数の晴天に恵まれた地域です。

さらに、本市は、重要港湾「細島港」を擁し、東九州の物流拠点として重要な役割を担っています。

市域面積は 336.94 km²（平成 29 年国土地理院調査）、人口は 61,761 人（平成 27 年国勢調査人口）であり、県内では 4 番目の人口規模となっています。



日向市の気候

平成 30 年 3 月現在

年	降水量 (mm)	気 温 (°C)	日照時間 (h)
平成 20 年	3,131.0	16.4	2,100.2
平成 21 年	1,852.5	16.9	2,112.0
平成 22 年	2,762.5	16.8	2,018.0
平成 23 年	3,320.0	16.4	2,008.3
平成 24 年	3,719.5	16.0	1,964.9
平成 25 年	2,070.0	16.6	2,312.2
平成 26 年	2,815.5	16.3	1,995.8
平成 27 年	2,874.5	16.7	1,916.3
平成 28 年	3,317.0	17.4	1,997.8
平成 29 年	2,344.0	16.5	2,155.2

(資料：気象庁データ)

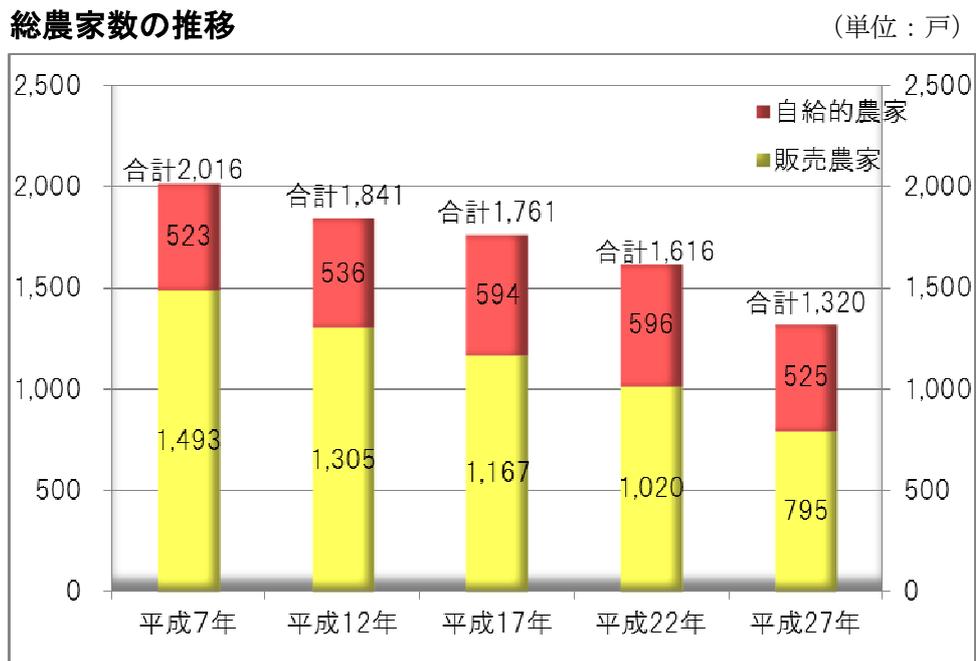
2. 日向市の農林水産業

(1) 農 業

① 総農家数の推移

本市における総農家数は、平成7年には2,016戸であったのに対し、平成27年には1,320戸となっており、過去20年間で約35%減少しています。

その中でも、販売農家数は約47%減少していますが、自給的農家数は一定数を保っており、販売農家から自給的農家への移行が伺えます。



(資料：農林業センサス)

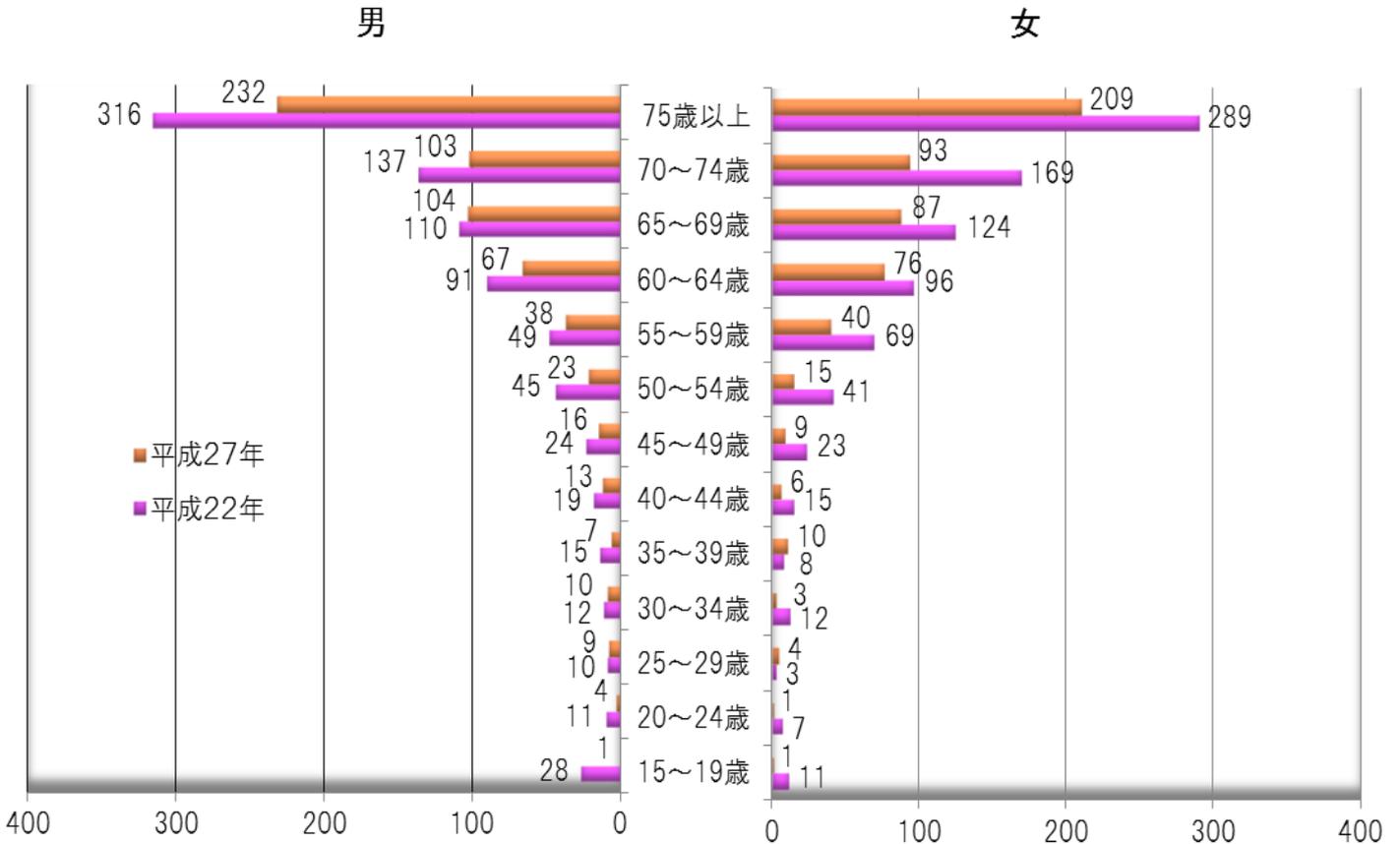
② 農業就業人口*

平成22年と平成27年を比較すると、農業就業人口は約32%減少しています。

また、農業就業人口に占める65歳以上の割合は、平成22年は66%でしたが平成27年には70%になっており、高齢化が進行しています。

※ 農業就業人口：調査期日前1年間に「農業のみに従事した世帯員」及び農業と兼業の双方に従事したが、農業の従事日数の方が多い世帯員」のことです。

男女別農業就業人口



(資料：農林業センサス)

③ 農業生産

本市の農産物は、主食用の米をはじめ、千切用の大根、きゅうり、ミニトマトなどの野菜や、温州みかん、マンゴー、日向市特産のへべすなどの果樹、シキミ、ユリなどの花きが栽培されています。

畜産業では、繁殖牛・肥育牛などの肉用牛、養豚及び採卵鶏・肉用鶏などの養鶏が営まれ、特にブロイラーは国内有数の飼育規模となっています。

本市の農業産出額（平成28年農林水産省推計）は、約160億円で、宮崎県全体（約3,483億円）の4.6%を占め、県内市町村では上から8番目となっています。

産出額の構成は、耕種部門が12.5%、畜産部門が87.5%となっています。平成27年と平成28年の産出額を比較すると、耕種部門が3.6%、畜産部門が2.3%それぞれ増加しています。

品目別の農家数、栽培面積、生産量（平成 29 年産）【主なもの】

	品目	農家数(戸)	栽培面積(ha)	生産量(t)
米	コシヒカリ	610	196.6	969.0
	ヒノヒカリ	576	186.4	839.0
野菜	大根（切り干し）	55	35.0	160.0
	なす	13	0.6	17.0
	にがうり	14	1.2	29.0
	ブロッコリー	7	1.5	8.0
	スイートコーン	15	1.2	9.0
	きゅうり	16	2.3	238.0
	トマト類	15	4.3	342.0
果樹	温州みかん	30	88.4	1,438.5
	へべす	80	23.0	109.9
	マンゴー	7	2.3	24.1
	日向夏	18	3.2	15.2
	くり	35	7.2	4.5
	柿	24	6.2	22.8
花き	シキミ	29	11.4	56 千本
	ユリ	4	5.2	923 千本

(資料：農業畜産課)

畜産農家数・飼養頭羽数の推移

(単位：戸、頭、千羽)

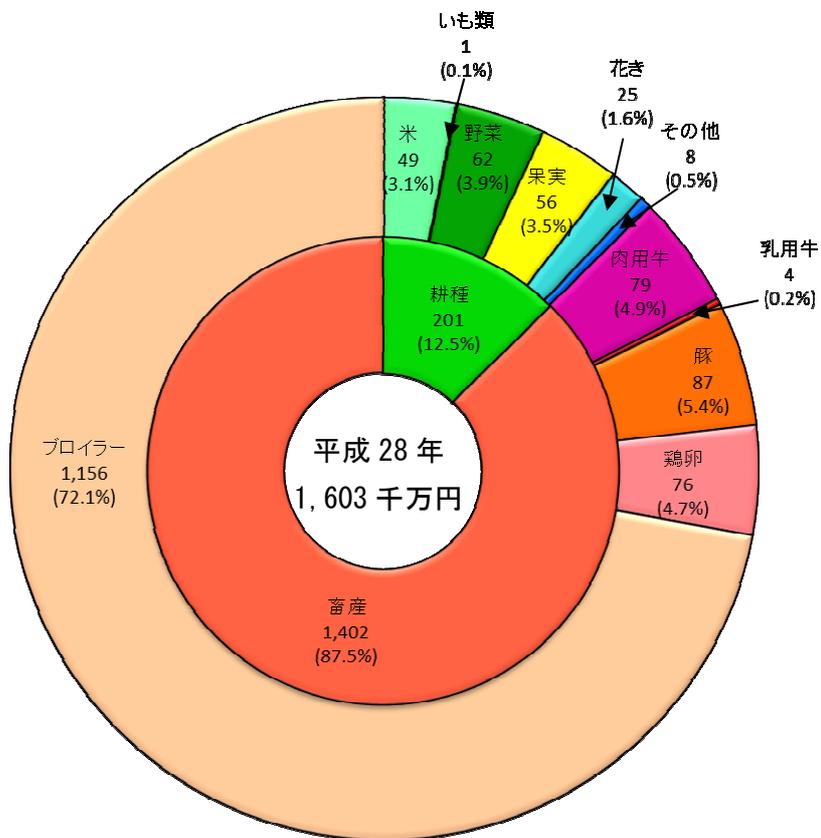
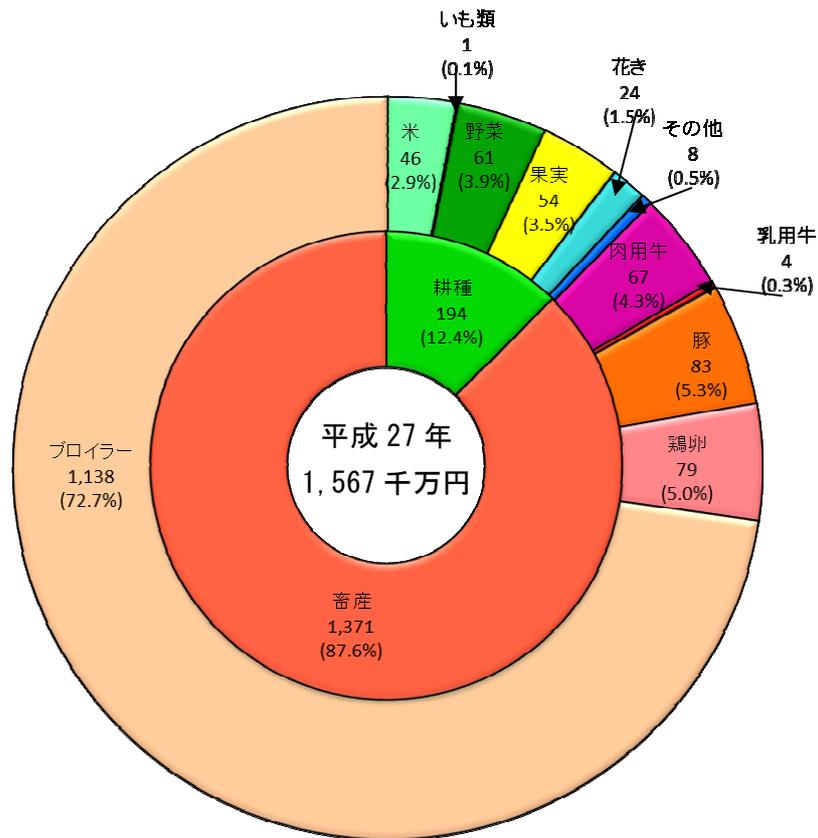
	肉用牛(繁殖)		肉用牛(肥育)		乳用牛		豚	
	農家数	飼養頭数	農家数	飼養頭数	農家数	飼養頭数	農家数	飼養頭数
平成 22 年	241	3,102	3	410	2	65	11	11,99
平成 24 年	201	2,555	3	390	2	72	7	6,612
平成 28 年	146	1,810	2	280	2	63	7	14,30
	採卵鶏		種鶏		地鶏		ブロイラー	
	農家数	飼養羽数	農家数	飼養羽数	農家数	飼養羽数	農家数	飼養羽数
平成 22 年	3	63	3	140	3	10	94	4,165
平成 24 年	3	61	3	176	3	7	87	4,172
平成 28 年	3	333	3	190	3	8	92	4,089

※採卵鶏・種鶏は成鶏羽数

(資料：農業畜産課)

農業産出額

(単位：千万円)



(資料：市町村別農業産出額(農林水産省 推計))

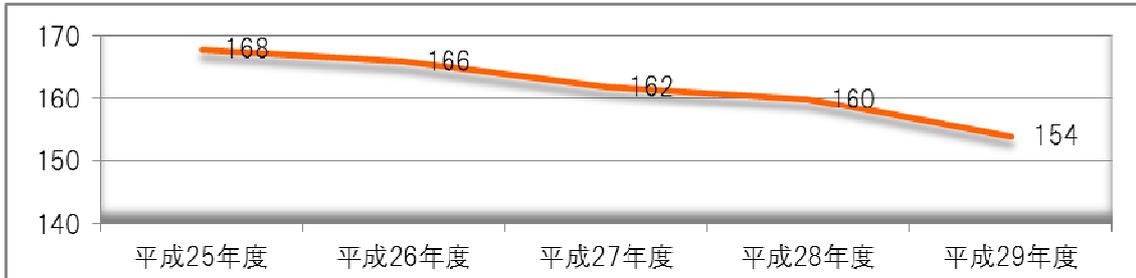
④ 認定農業者*

認定農業者数は、高齢化による離農等により、減少傾向にあり、平成 25 年度から平成 29 年度にかけて 14 名の減少となっています。

また、平成 29 年度の認定農業者のうち 60 歳以上が約 48%を占めています。

認定農業者数の推移

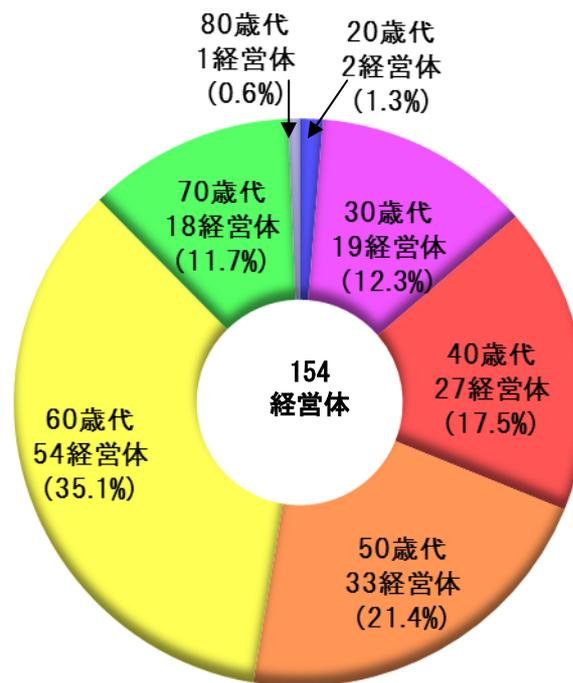
(単位：経営体数)



(資料：農業畜産課)

年代別の認定農業者数（平成 29 年度）

(単位：経営体数)



(資料：農業畜産課)

* 認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村認定を受けた農業経営者・農地所有適格法人のことです。

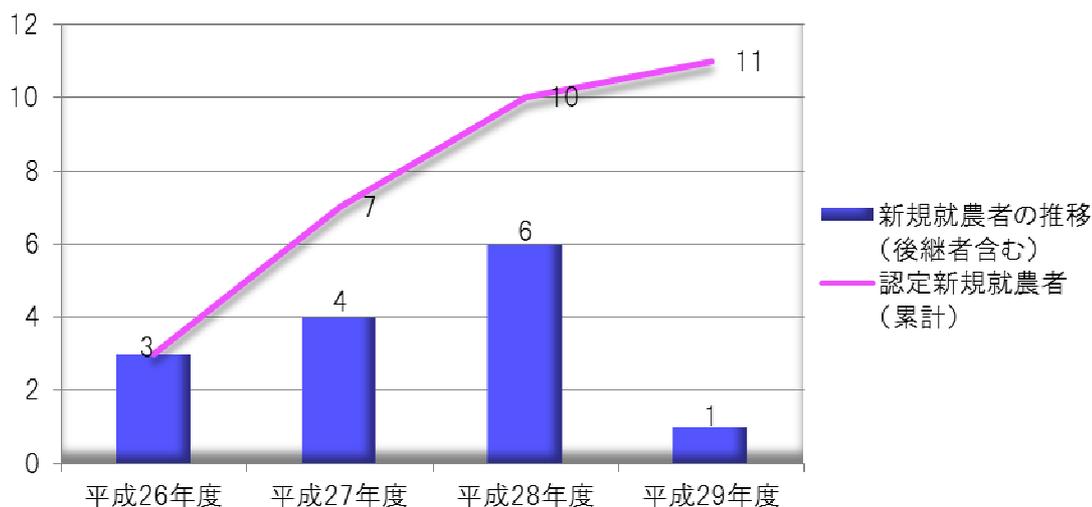
⑤ 新規就農者

農業従事者の高齢化・後継者不足が深刻な中、国の制度等を活用し、平成 25 年度以降、毎年 5 名の新規就農者（後継者含む）確保を目標としていましたが、達成できたのは平成 28 年度のみとなりました。

そのような中、平成 26 年度から認定新規就農者*制度が始まり、これまでよりも新規参入しやすい環境が整備されており、制度開始以降、平成 29 年度までの認定新規就農者 11 名のうち、農外からの新規参入が 80%以上を占めています。

新規就農者（後継者含む）・認定新規就農者の推移

（単位：経営体）



（資料：農業畜産課）

⑥ 集落営農組織等

平成 29 年度に、基盤整備事業に取り組んでいる鶴毛・靱木地区において新たな集落営農組織が設立されました。

集落営農組織等においては、農作業の受委託の推進など地域ぐるみの取り組みにより一体的に農地を守り、自然豊かな農村風景の保全を行っています。

集落営農組織・農事組合法人

集落営農組織名	大字・町名	設立年
田野地区集落営農組合	東郷町山陰己	平成 18 年
庄手・梶木地区営農組合 農事組合法人「ひまわり」	日知屋	平成 19 年 平成 23 年
百町原地区営農組合	美々津町	平成 19 年
越表地区営農組合	東郷町下三ヶ	平成 21 年
富高の郷いきいき営農組合	富高	平成 21 年
鶴毛・靱木集落営農組合	平岩	平成 29 年

（資料：農業畜産課）

※ 認定新規就農者：新たに農業経営を営もうとする青年等であって、市町村から、自らの農業経営の目標などを記した「青年等就農計画」の認定を受けた農業経営者・農地所有適格法人のことです。

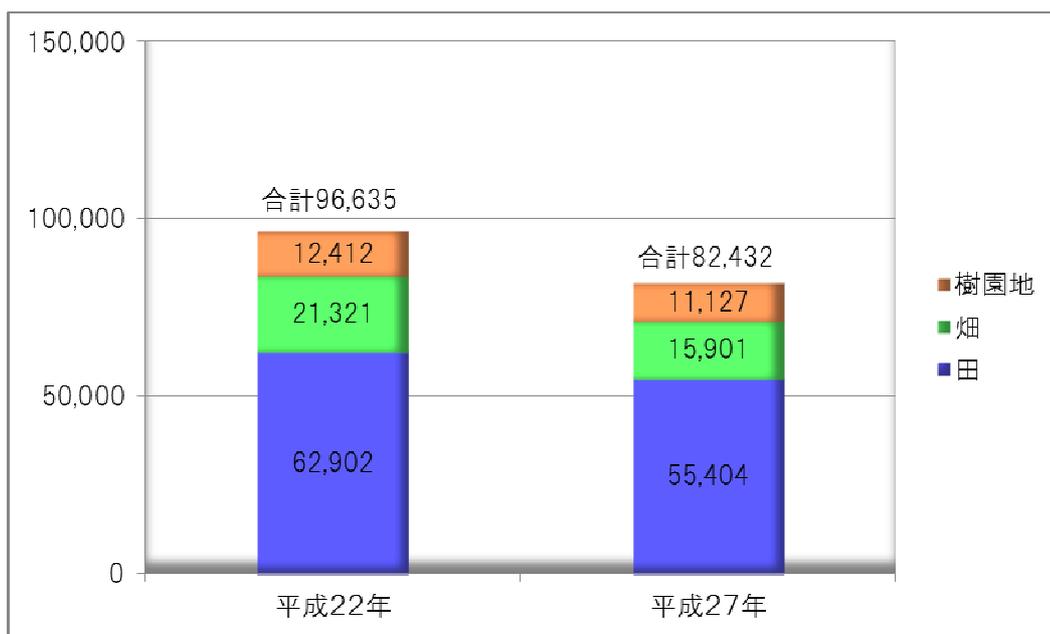
⑦ 種別経営耕地面積

経営耕地面積は、全体の約 67%を田が占めていますが、田の耕地面積は平成 22 年と比較すると、約 12%（約 75ha）減少しています。

また、経営耕地面積の規模別経営体数については、10ha を経営する経営体も出てきましたが、0.3ha 未満が増加している以外は全ての面積規模において経営体数が減少しており、農地の集積・集約化を推進する必要があります。

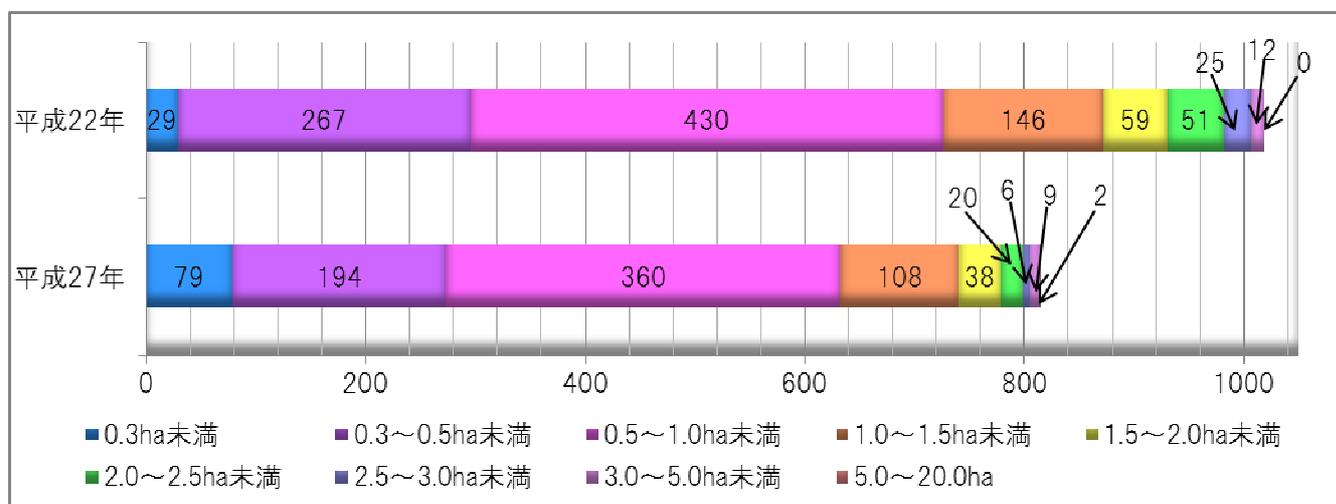
種別経営耕地面積の推移

(単位：a)



(資料：農林業センサス)

経営耕地面積規模別経営体数の推移



(資料：農林業センサス)

⑧ 基盤整備の状況

基盤整備率については、田が約 69%、畑が約 18%となっています。今後、農地の集積・集約化を図るため、農地中間管理機構等と連携し、計画的に基盤整備を進める必要があります。

地目別の基盤整備面積と整備率 平成 30 年 3 月 31 日現在 (単位: ha)

			合計
	田	畑	
土地利用面積	848.8	467.2	1,316.0
基盤整備済面積	581.4	82.2	663.6
基盤整備率(%)	68.5	17.6	50.4

(資料: 農業畜産課)

⑨ 災害復旧事業の実施状況

過去 3 ヶ年の災害発生件数及び復旧金額は下記のとおりとなっています。

平成 28 年の台風 16 号では、600 箇所を超える災害があり、農地及び農業用施設に甚大な被害が発生しました。

災害復旧事業の実施状況

農地災: 田、畑 施設災: 用・排水路、農道等

年度	補助 単独	農地災		施設災		合計	
		件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
平成 27 年度	補助	14	14,391	26	25,960	40	40,351
	単独	17	2,711	37	8,656	54	11,367
平成 28 年度	補助	125	156,899	137	268,036	252	424,935
	単独	104	17,808	267	67,063	371	84,871
平成 29 年度	補助	5	3,831	16	53,346	21	57,177
	単独	13	3,039	56	13,952	69	16,991

(資料: 農業畜産課)

⑩ 農地の流動化

認定農業者などの担い手へ農地を集積する取り組みにより、利用権設定率は平成 24 年度と比較して約 0.7% 上昇していますが、農地の利用集積が進んでいない状況にあります。

利用権設定率集計表

平成 29 年 3 月 31 日

		3～5年		6～9年		10年以上		合計	
		筆数	面積 (㎡)	筆数	面積 (㎡)	筆数	面積 (㎡)	筆数	面積 (㎡)
貸借	田	198	284,109.45	41	53,130.00	70	74,714.78	309	411,954.23
	畑	12	14,418.00	8	11,014.00	28	66,489.00	48	91,921.00
	小計	210	298,527.45	49	64,144.00	98	141,203.78	357	503,875.23
使用貸借	田	9	17,069.00	8	11,385.00	201	126,229.77	218	154,683.77
	畑	0	0.00	2	1,308.00	283	338,468.64	285	339,776.64
	小計	9	17,069.00	10	12,693.00	484	464,698.41	503	494,460.41
合計	田	207	301,178.45	49	64,515.00	271	200,944.55	527	566,638.00
	畑	12	14,418.00	10	12,322.00	311	404,957.64	333	431,697.64
		219	315,596.45	59	76,837.00	582	605,902.19	860	998,335.64

全農地の集計	田		畑		合計	
	筆数	面積 (㎡)	筆数	面積 (㎡)	筆数	面積 (㎡)
	18,778	11,090,539.65	18,530	10,582,141.31	37,308	21,672,680.96

利用権設定率 (%)	年度	田	畑	合計
	平成 24 年度	4.80	3.04	3.95
	平成 28 年度	5.11	4.08	4.61

(資料：日向市農業委員会)

⑪ 農地中間管理事業による集積状況

担い手への農地の集積・集約化を推進するため、平成 26 年度から農地中間管理事業が創設されました。

平成 26 年度は庄手・梶木地区において、農事組合法人等に農地を集積し、平成 27 年度は国営農地開発事業で整備した羽坂団地において、杉苗の採穂園を営する企業に利用権設定を行いました。

また、平成 28 年度は寺迫地区において、放牧事業を活用するため農地を集積するとともに、本谷・西川内地区を重点実施地区に設定し事業を推進しています。

農地中間管理事業実績

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合計
実績	22.6ha	5.5ha	10.7ha	26.2ha	65.0ha

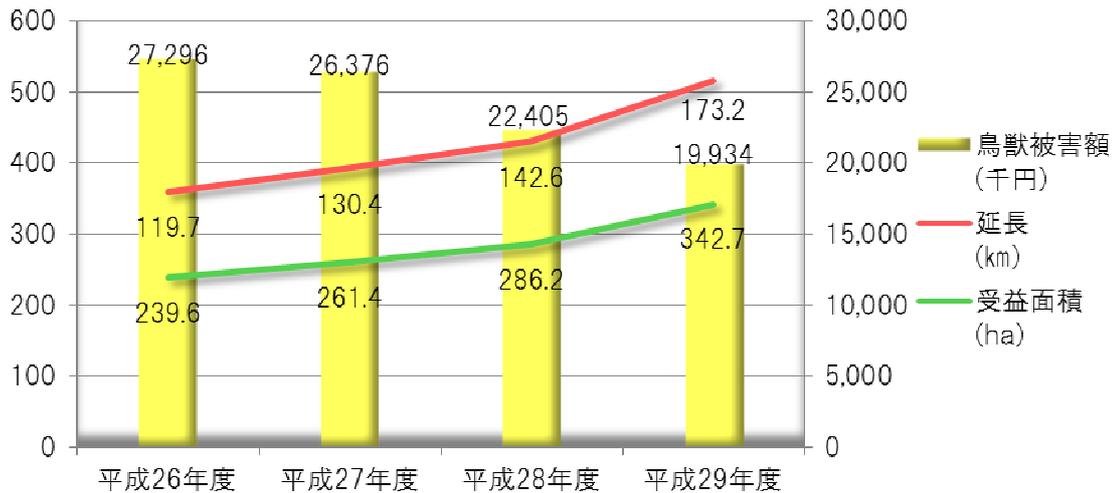
(資料：農業畜産課)

⑫ 鳥獣防止柵の整備状況

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、「日向市鳥獣被害防止計画」に基づき、有害鳥獣対策協議会との連携により鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、鳥獣防止柵（ワイヤーメッシュ柵、電気柵、ネット柵）の設置を進めています。

柵設置地区の拡大に伴い、鳥獣被害額は年々減少傾向にあります。

鳥獣防止柵整備実績及び鳥獣被害額



(資料：農業畜産課)

⑬ 荒廃農地*

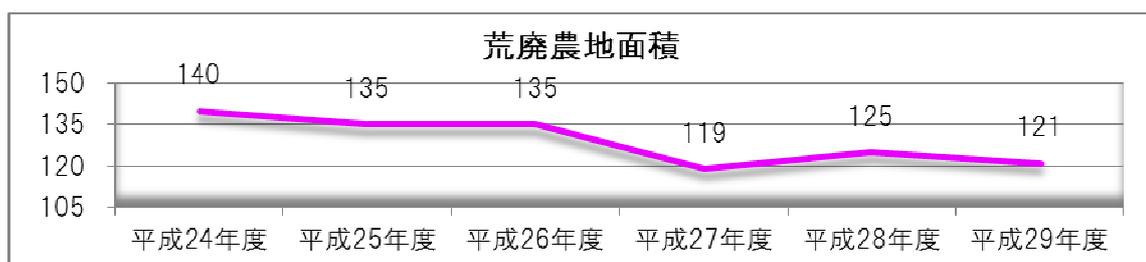
荒廃農地のうち田については、旧日向市が約 17.9ha と 71% を占めており、基盤整備が進んでいない地域での農地の荒廃化が見られます。

畑については、国営農地開発事業により整備された地区において、経営不振などによる農地の荒廃化が進んでいます。

雑木が生い茂るなど森林化の様相を呈している再生が困難な荒廃農地については、最終的に非農地判断を行っているため、統計上の荒廃農地面積は減少しています。

荒廃農地の推移

(単位：ha)



(資料：日向市農業委員会)

荒廃農地一覧表

平成 30 年 3 月 31 日現在 (単位：㎡)

大字・町名	田		畑		合計		
	24 年度	29 年度	24 年度	29 年度	24 年度	29 年度	比較増減
富高	16,456	11,036	8,414	3,789	24,870	14,825	▲10,045
塩見	88,438	73,353	279,861	253,209	368,299	326,562	▲41,737
財光寺	12,431	11,277	6,796	2,031	19,227	13,308	▲5,919
日知屋	10,728	6,475	2,934	2,003	13,662	8,478	▲5,184
平岩	74,478	64,781	397,974	315,628	472,452	380,409	▲92,043
美々津町	15,079	12,372	149,063	155,778	164,142	168,150	4,008
東郷町山陰甲	799	4,123	133,247	129,558	134,046	133,681	▲365
東郷町山陰乙	1,874	1,874	16,699	8,609	18,573	10,483	▲8,090
東郷町山陰丙	4,473	4,473	2,838	641	7,311	5,114	▲2,197
東郷町山陰丁	6,144	7,397	15,877	3,868	22,021	11,265	▲10,756
東郷町山陰戊	3,939	0	1,559	0	5,498	0	▲5,498
東郷町山陰己	8,921	4,147	0	0	8,921	4,147	▲4,774
東郷町山陰辛	4,393	3,293	88,503	66,740	92,896	70,033	▲22,863
東郷町八重原迫野内	19,084	25,647	4,017	2,970	23,101	28,617	5,516
東郷町坪谷	5,418	4,668	0	0	5,418	4,668	▲750
東郷町下三ヶ	17,515	17,515	7,911	14,455	25,426	31,970	6,544
合計	290,170	252,431	1,115,693	959,279	1,405,863	1,211,710	▲194,153

(資料：日向市農業委員会)

⑭ 農業集落排水の接続状況

農業集落排水施設の接続率については、山陰及び秋留地区は高い接続率となっていますが、美々津地区は 67.6%と低い状況にあります。

農業集落排水施設の接続状況

平成 30 年 3 月 31 日現在

施設名	山陰地区農業 集落排水施設	秋留地区農業 集落排水施設	美々津地区農業 集落排水施設	合計
供用開始年	平成 14 年※	平成 14 年	平成 21 年	
処理区域内人口(人)	1,208	826	818	2,852
繋ぎ込み人口(人)	1,180	803	553	2,536
繋ぎ込み率 (%)	97.7%	97.2%	67.6%	88.9%

※平成 11 年に一部供用開始

(資料：農業畜産課)

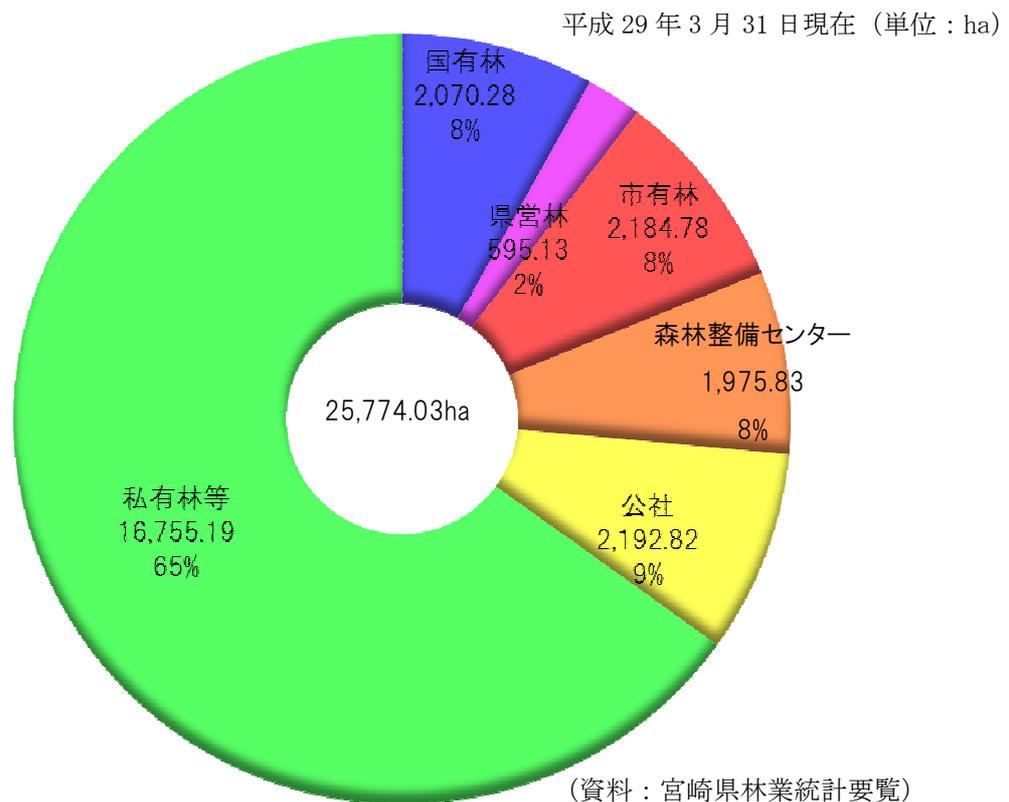
※ **荒廃農地**：現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地のことです。

(2) 林業

① 森林面積

本市の森林面積は、市域の約 77%を占めており、そのうち約 92%が民有林となっています。

森林面積



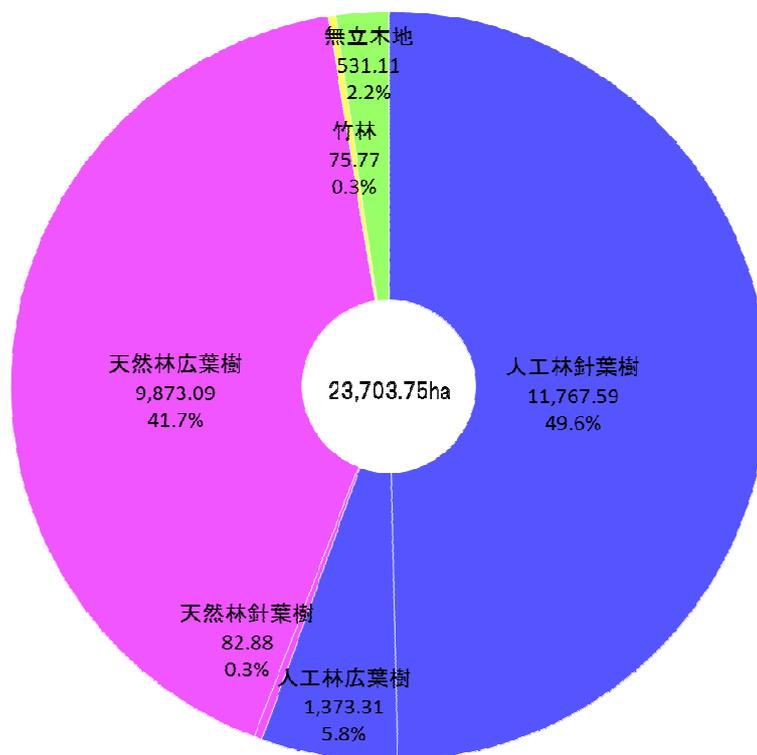
② 森林資源

民有林の約 55%が人工林であり、樹種別ではスギが人工林の約 59%を占めています。このうち標準伐期齢*以上 (35 年生～) が約 76%となるなど、森林資源は本格的な利用段階に入っています。

※ 標準伐期齢 : 「耳川地域森林計画」において定める標準伐期齢は、スギが 35 年、ヒノキが 40 年、マツ類が 30 年、その他の針葉樹が 40 年、広葉樹が 10 年となっています。

民有林の人工林・天然林別面積

平成 29 年 3 月 31 日現在 (単位 : ha)



(資料 : 宮崎県林業統計要覧)

森林資源構成

平成 27 年 3 月 31 日現在 (単位 : ha、m³)

区 分			2 齢級 以下	3～7 齢級	8 齢級 以上	合 計		
							内標準伐期 齢以上	
針 葉 樹	スギ	面積	465.25	1,564.82	5,768.30	7,798.37	5,924.22	
		蓄積量	0	279,939	2,450,402	2,730,341	2,502,760	
	ヒノキ	面積	28.02	876.33	2,168.46	3,072.81	1,825.14	
		蓄積量	0	151,042	719,768	870,810	624,021	
	その他	面積	3.28	3.36	970.96	977.60	970.91	
		蓄積量	0	471	339,421	339,892	339,407	
	計	面積	496.55	2,444.51	8,907.72	11,848.78	8,720.27	
		蓄積量	0	431,452	3,509,591	3,941,043	3,466,188	
	広 葉 樹	クヌギ	面積	36.41	542.10	1,129.09	1,707.60	1,671.24
			蓄積量	34	48,353	157,375	205,762	205,729
ナラ		面積	0.01	19.03	130.72	149.76	149.75	
		蓄積量	0	2,701	24,553	27,254	27,254	
その他		面積	260.28	1,311.01	7,807.05	9,378.34	9,266.10	
		蓄積量	3,954	128,449	1,542,724	1,675,127	1,674,723	
計		面積	296.70	1,872.14	9,066.86	11,235.70	11,087.09	
		蓄積量	3,988	179,503	1,724,652	1,908,143	1,907,706	
合計		面積	793.25	4,316.65	17,974.58	23,084.48	19,807.36	
		蓄積量	3,988	610,955	5,234,243	5,849,186	5,373,894	

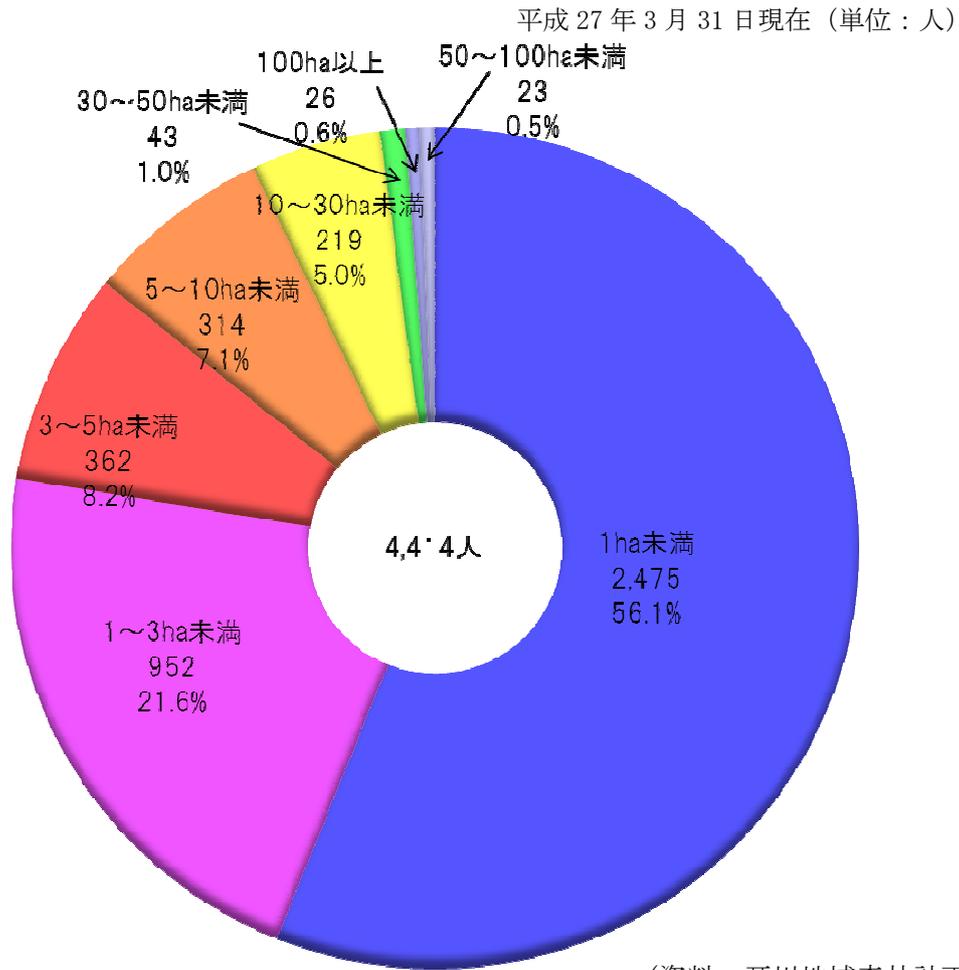
(資料 : 耳川地域森林計画)

③ 森林所有者

民有林所有者は、約 78%が 3ha 未満の小規模所有となっており、加えて森林所有者の高齢化や不在村所有者*が増加しています。

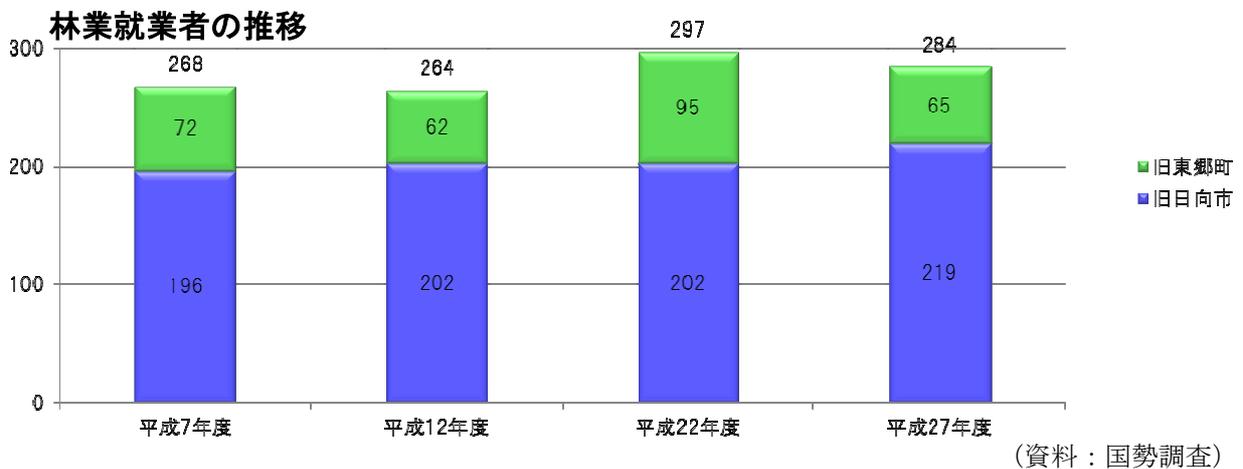
* 不在村所有者 : 所有する森林とは別の市町村に居住する個人又は主たる事務所のある法人のことです。

所有規模別森林所有者数



④ 林業就業者

本市の林業就業者は平成22年が297人、平成27年が284人と、微減しているものの、概ね横ばいで推移している状況です。



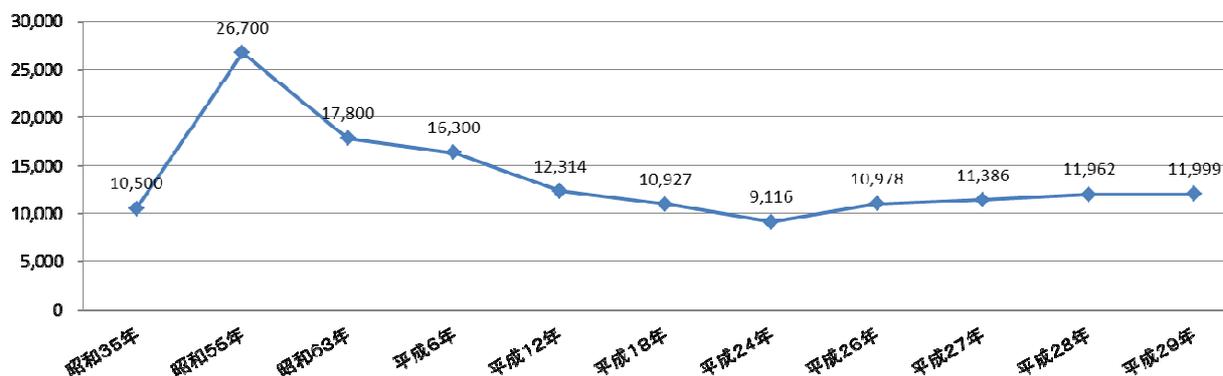
⑤ 木材価格

1 m³当たりの木材価格は、昭和 55 年の 26,700 円をピークに外材の輸入増大等の影響を受け大きく下落しました。平成 24 年 6 月には、需給ミスマッチなどを原因として一時 6,000 円台の過去最低価格を記録しましたが、同年 7 月以降、円安の進行により国産材の競争力が回復したことで持ち直しています。

平成 26 年には、大型製材工場が進出・稼働し、併せて近隣自治体に木質バイオマス発電所が建設されたことにより近年は、10,000 円台から 12,000 円台で推移しています。

木材価格の平均単価

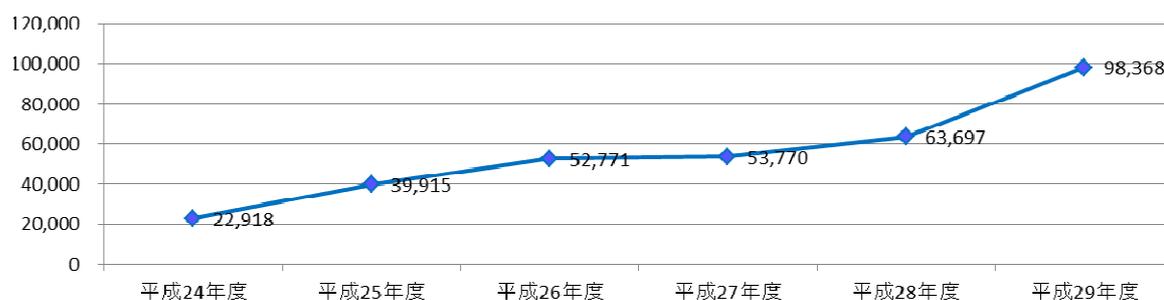
(単位：円/m³)



(資料：宮崎県森林組合連合会東郷林産物物流センター共販速報)

細島港の木材輸出量の推移

(単位：m³)



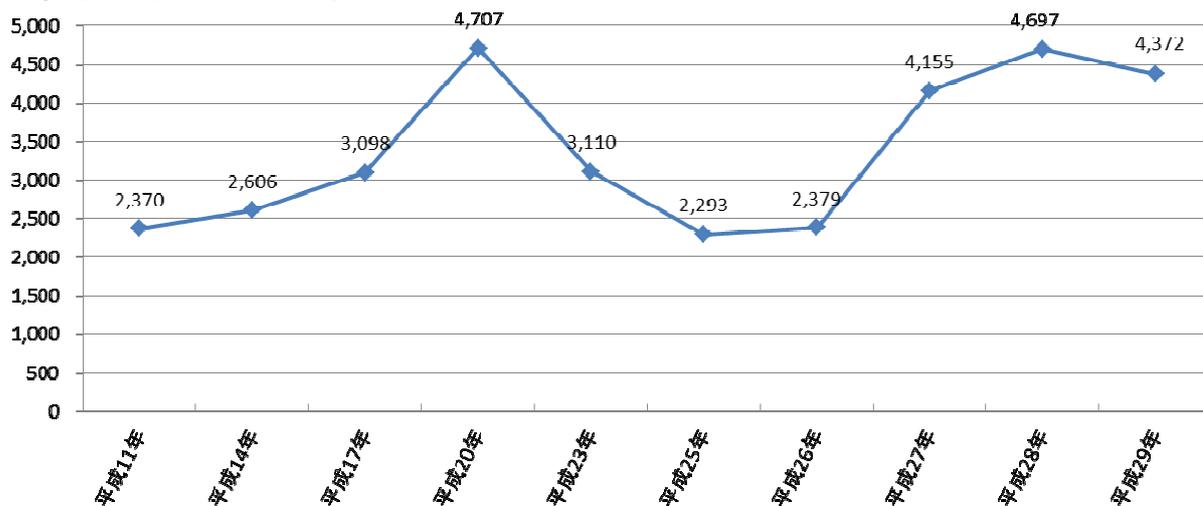
(資料：貿易統計)

⑥ 乾しいたけ

乾しいたけの生産は、農山村地域における重要な産業の一つですが、平均単価は、平成 23 年の東日本大震災による原発事故をきっかけとした風評被害や消費減少等により、急激に下落しました。平成 27 年以降は、生産量の減少等により回復傾向にあるものの、消費動向によっては予断を許さない状況にあります。

乾しいたけの平均単価

(単位：円/kg)



(資料：宮崎県経済連市椎茸流通センター速報)

⑦ 林道

本市の林道は、35路線で総延長は約124kmあります。

また、林道に国・県道等の公道、作業路(道)等を合わせた林内路網密度は、1ha当たり39.7mとなっており、県平均38.1mをやや上回っているものの、東臼杵管内の平均と比較するとやや低い状況にあります。

林道路線一覧

平成 30 年 3 月 31 日現在 (単位 : m)

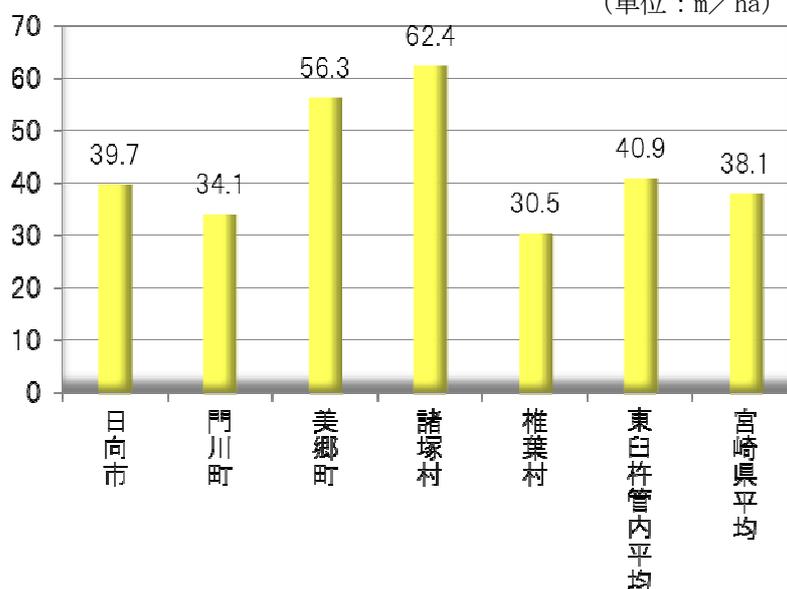
	路線名	延長		路線名	延長
1	塩見谷・土々呂内	5,630	19	出口	1,858
2	山口	2,393	20	椎谷	200
3	仏川内	5,390	21	中ノ内	485
4	滝内	728	22	多武の木	2,877
5	平尾・上赤木	3,833	23	中村	1,180
6	永田・小原	2,033	24	山ノ口・五郎太	6,764
7	山口・下払	1,809	25	ヒエコバ	2,500
8	なばた	1,520	26	松尾	3,560
9	かぎ谷	1,053	27	熊山	19,482
10	市之股	1,795	28	庵登	4,530
11	つちどや	1,177	29	瀬平・かぎ谷	4,113
12	下渡川・日の平	4,606	30	長迫・小原	9,220
13	内の口	700	31	滝下	3,562
14	小屋の谷	981	32	横瀬・広瀬	4,100
15	仲野原	2,242	33	楠森塚	5,227
16	大谷・山ノ口	5,867	34	西林・神陰	8,808
17	仲崎	500	35	センゲン	1,809
18	戸ノ口	1,200			
合計 35 路線 123,732m					

(資料 : 日向市林道台帳)

県内における林内路網密度の状況

平成 29 年 3 月 31 日現在

(単位 : m/ha)



(資料 : 宮崎県林内路網統計)

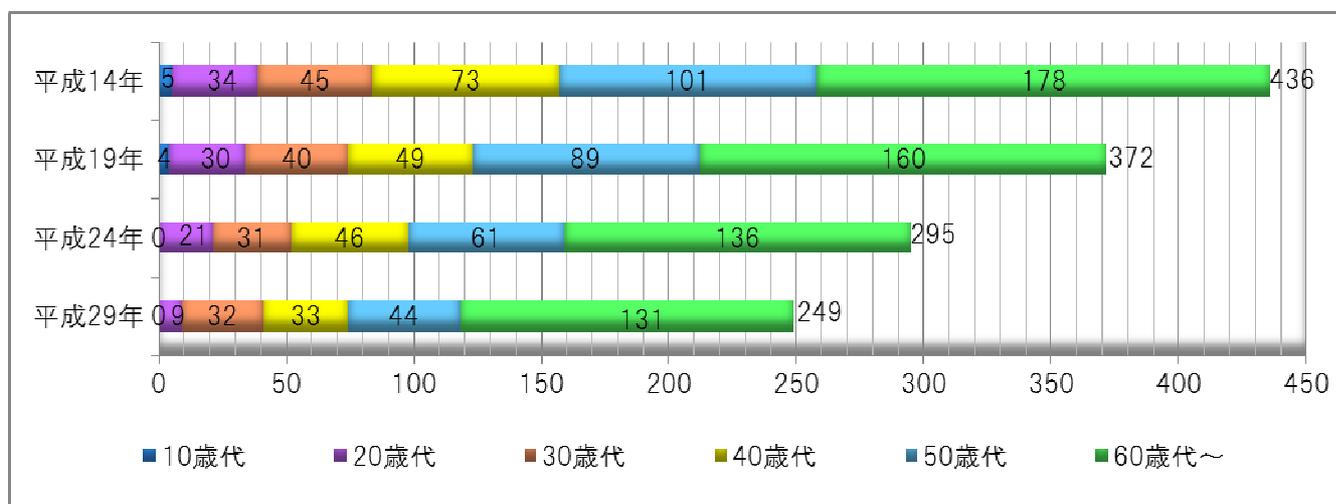
(3) 水産業

① 海面漁業

本市の海面漁業は、水産資源の減少や価格の低迷に加え、燃油や資材等のコストの上昇により、漁業経営は脆弱化しています。また、漁業就業者の減少や高齢化、後継者不足が深刻化し、産業としての漁業に大きな影響を及ぼしています。

日向市漁業協同組合の平成29年の正組合員数は212人で、平成24年の252人と比較し、約16%減少しています。

日向市漁業協同組合員 年代別組合員数の推移



(資料：日向市漁業協同組合業務報告書)

水揚量及び水揚高については、平成9年の5,325 t、31億円をピークに減少傾向にありましたが、平成27年以降30億円前後で推移しており、平成29年は4,192 t、約29億5,900万円となっています。

水揚高の約8割を占めるまぐろ延縄漁は、平成19年の約24億円から減少傾向にありましたが、平成27年から増加し、平成29年は約25億円となっています。

定置網漁は、平成22年に大きく減少しましたが、その後は回復傾向にあります。

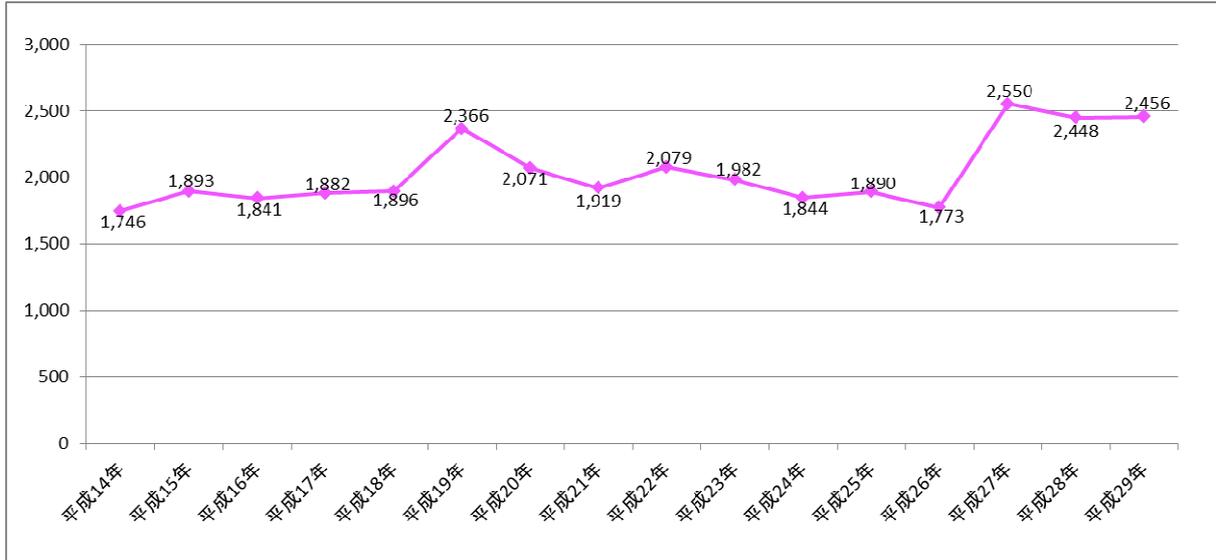
船曳網漁は、年により水揚高に大きな変動がありますが、水揚げのほとんどがイワシ類のシラスとなっています。

曳縄漁と底曳網漁はほぼ横ばいとなっています。

また、平成23年度から取り組んでいる「細島いわがき」の生産量は年々増加しており、平成29年度は25 tを出荷するなど県内一の産地となっています。東京の有名レストランの食材として採用されるなど、知名度も県内外で高まっています。現在「細島いわがき生産者部会」に所属する4経営体が生産を行っています。

まぐろ延縄漁の水揚高の推移

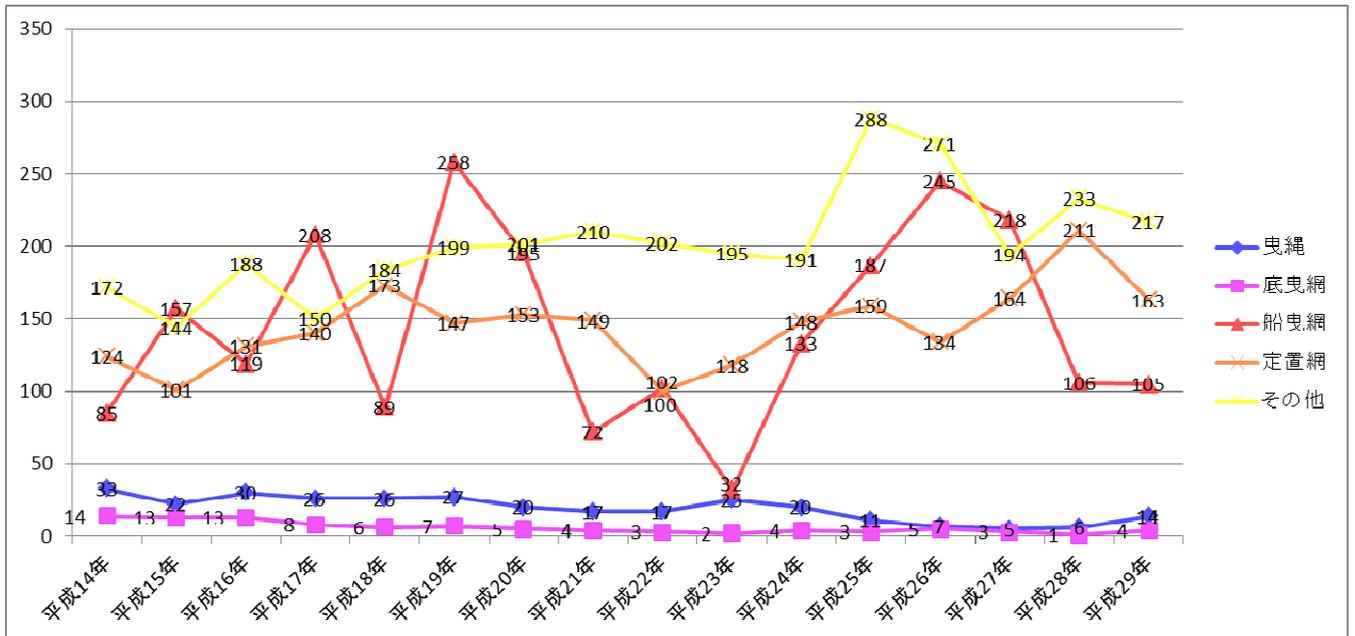
(単位：百万円)



(資料：日向市漁業協同組合業務報告書)

まぐろ延縄漁以外の漁業種類の水揚高の推移

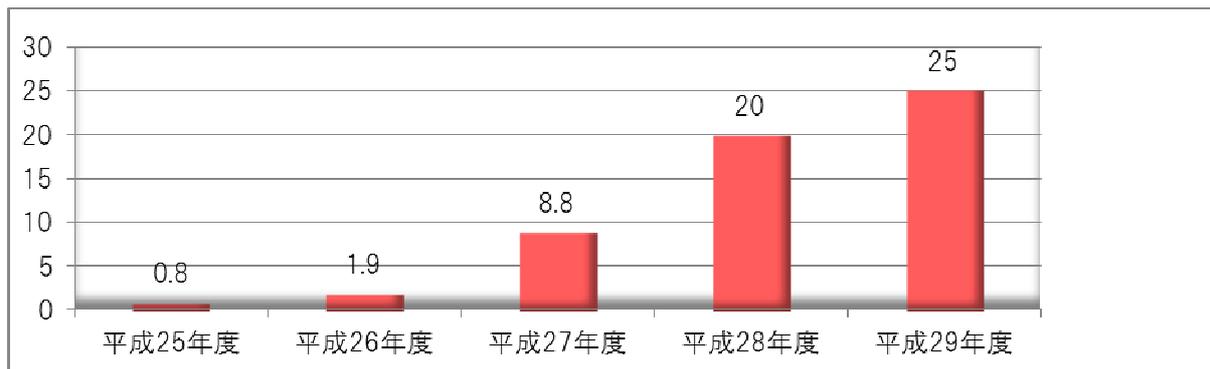
(単位：百万円)



(資料：日向市漁業協同組合業務報告書)

「細島いわがき」の出荷量の推移

(単位：トン)



(資料：林業水産課)

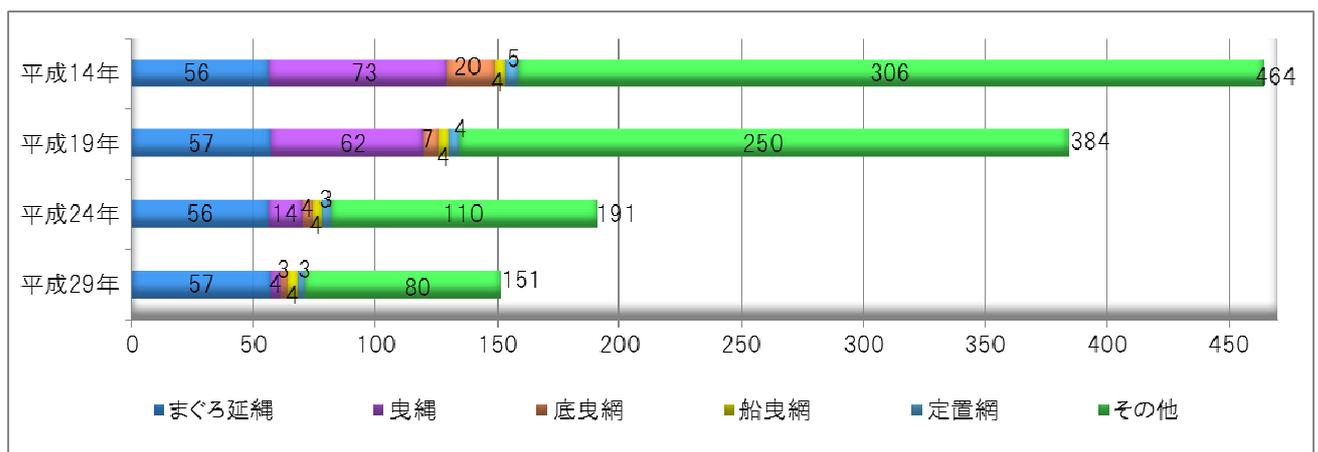
近年、組合員数の減少と法人化による経営体の合併などにより、漁業経営体数と船隻数は減少傾向にあります。

平成29年の経営体数は151経営体で、平成24年の191経営体と比較すると約21%減少しています。

また、平成29年の漁船隻数は235隻で、平成24年の263隻と比較すると約11%減少しています。

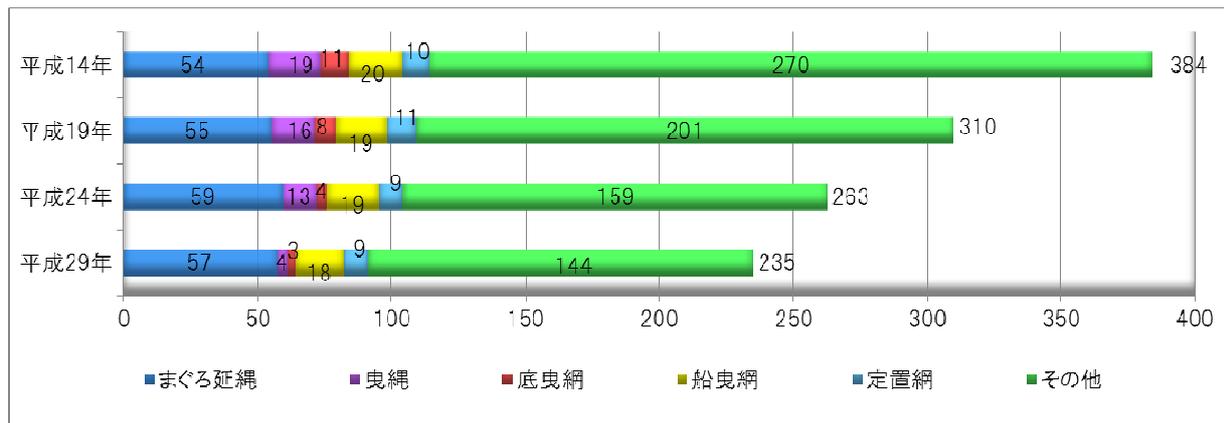
まぐろ延縄を操業する漁船は、横ばいで推移していますが、その他の漁船は減少傾向にあります。

経営体数の推移



(資料：日向市漁業協同組合業務報告書)

漁船隻数の推移



(資料：日向市漁業協同組合業務報告書)

② 内水面漁業

塩見川、耳川、石並川の主要河川を管理する4つの内水面漁業協同組合により、魚介類放流による水産資源の保護増殖、河川清掃やアユの産卵場造成等が行われ、市民に釣りや水遊びを楽しむ憩いの場を提供しています。

しかし近年は、地球温暖化等による急激な気候変動が、自然界にさまざまな影響を及ぼしており、本市の内水面漁業においても、台風等による土砂崩れや河川の氾濫、樹木の伐採による雑木や土砂の流入等がみられ、河川環境の悪化とともに、海面における魚介類の生育等にも大きな被害が及んでいます。

また、漁業従事者の高齢化や後継者不足により、内水面漁業協同組合の組合員数は減少しています。

内水面養殖業については、アユ（2経営体）とウナギ（1経営体）の養殖が行われています。

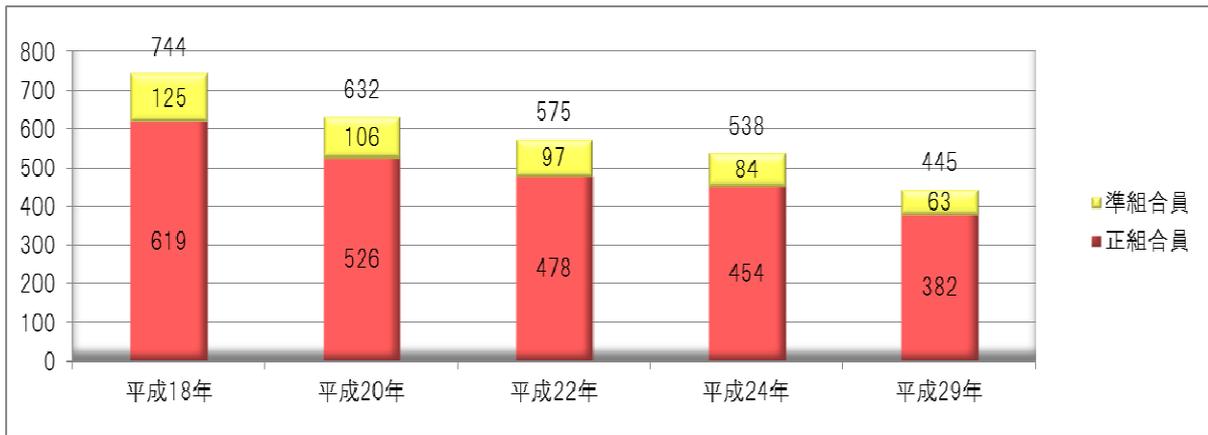
平成29年度 内水面放流実績

内水面漁協名	富島河川 漁 協	余瀬飯谷 漁 協	美幸内水面 漁 協	耳川漁協	合計
関係河川名	塩見川	耳川	耳川・石並川	耳川	
アユ(kg)		453	96	517	1,066
ウナギ(kg)	70	143	176	381	770
フナ(尾)	3,000				3,000
ヤマメ(尾)			6,000		6,000
アサリ(kg)	150				150
モクズガニ(kg)	30	40	140	200	410
ハマグリ(kg)	250				250

(資料：林業水産課)

内水面漁業協同組合組合員数の推移

平成 30 年 1 月 1 日現在



(資料：内水面漁業協同組合総会資料)

第3章 計画の理念と基本的な視点

本計画は、『地域資源を活かした持続可能な農林水産業を目指して』を基本理念とします。

計画の推進にあたっては農業、林業、水産業の3つの分野で施策を展開することとし、それぞれの分野における基本方針を次のとおり定めます。

計画の理念：地域資源を活かした持続可能な農林水産業を目指して

本市の豊かな地域資源を守り、活かしながら、6次産業化や資源の循環利用などによって収益性が高く持続性のある農林水産業の実現を目指します。

基本方針：多様な担い手による多角的・安定的な農業経営を進め「儲かる農業」の実現を図ります

農
業

- ・ 農業後継者や新規就農者を確保・育成するとともに、集落営農組織の設立や法人化を推進し多様な担い手の育成を目指します。
- ・ 地域の特性を活かした農畜産物の安定的な生産を推進するとともに、6次産業化や農商工連携、効果的な情報発信により、日向ブランドの確立や付加価値向上を目指します。
- ・ 収益性の高い生産品目の選定・導入や担い手への農地の集積・集約化を図り、効率的・安定的な農業経営を目指します。
- ・ 荒廃農地の解消と農村環境の保全、農道や農業用排水路など生産基盤の整備拡充を目指します。
- ・ 優良家畜の導入や自給飼料の増産等により畜産業の生産性向上を推進するとともに、家畜防疫体制の強化・徹底を目指します。
- ・ 耕畜連携による有機肥料の施用や、環境負荷の軽減に配慮した環境保全型農業とともに、「ひなたGAP」等のGAP認証の取り組みを推進し、安全・安心な農畜産物の供給を目指します。

基本方針：豊かな森林資源の循環利用による持続可能な林業経営と林業・木材産業の成長産業化を図ります

林
業

- ・ 森林の保全を図るとともに、森林資源を将来にわたって循環利用できるよう、資源循環型林業システムの構築を目指します。
- ・ 効率的な林業経営を進めるため、環境に配慮した路網の開設や素材生産の低コスト化を図るための高性能林業機械の導入促進など、生産基盤整備の充実を目指します。
- ・ 複合経営の推進や野生鳥獣被害の防止及び林業担い手の確保・育成を図ることで林業経営の改善を目指します。
- ・ 製材加工・流通体制の効率化・合理化を促進するとともに、公共建築物への木造・木質化の推進はもとより、新たな用途開発に向けた調査を進めることで、木材の需要拡大を目指します。

基本方針：水産資源の保護増殖に努め、安全・安心な水産物の供給と漁業経営体の確保・育成を図ります

水
産
業

- ・ 稚魚・稚貝の放流等により水産資源の保護増殖に努めるとともに、魚介類の産卵・生育の場となる藻場礁の造成など生産基盤の整備を行い、安定した漁業経営を目指します。
- ・ 新規就業者の育成や多様な担い手の確保を目指します。
- ・ 農商工連携・6次産業化を推進するとともに、「細島いわがき」のブランド化や高付加価値化を目指します。
- ・ 地産地消や魚食の普及、安全・安心な水産物の供給を目指します。
- ・ 林業関係者と連携し、河川環境の保全を目指します。
- ・ 遊漁者への啓発や学習会の開催等を通して、水産業への理解と関心を高めることを目指します。

第4章 施策の展開

I 農業の振興

多様な担い手による多角的・安定的な農業経営を進め「儲かる農業」の実現

1. 意欲のある担い手の確保・育成

《現状と課題》

農家数の減少や農業従事者の高齢化が進み、荒廃農地の増加が予想されるなど担い手の確保・育成は重要な課題となっています。

農地中間管理機構との連携を図り「人・農地プラン」に位置づけられた経営体への農地集積の促進や、新規就農者・農業後継者に対する支援を行い、担い手の確保・育成に努める必要があります。

《主な施策》

(1) 新規就農者の確保・育成に努めます

関係機関と連携し、就農希望者、新規就農者及び農業後継者に対し、「みやざき農業実践塾」や「JA日向トレーニングセンター」などの農業研修施設の活用、先進農家での研修事業の実施や、農地の斡旋など、意欲のある担い手を育成するための支援に努めます。

また、首都圏での移住・就農促進フェアへの参加により、積極的な新規就農者の掘り起しに取り組みます。



JA 日向トレーニングセンター

(2) 認定農業者の育成・支援に努めます

認定農業者の育成・確保を図るため、経営改善計画の達成に向けた支援や、経営内容の分析などのサポートを強化します。

また、行政等による戸別巡回において経営の現状把握や課題の抽出、各種事業や農業制度資金等の情報提供を行い、新規の認定農業者の育成を図ります。



認定農業者戸別巡回

(3) 集落営農組織の育成に努め、集落営農を支援します

集落におけるリーダーの育成や集落営農の理解を深める啓発活動などを行い、組織化に向けた活動を支援します。

すでに、集落営農を組織化している地区に対しては、各々の集落営農に合わせた支援を引き続き行い、必要に応じて、集落営農組織の法人化への取り組み等を推進

していきます。

また、農作業の労働力の負担軽減や、機械などの設備投資に係る経済的な負担を軽減し、委託者・受託者双方の農業経営の安定を図るため、農作業の受委託や、他集落営農組織との連携についても促進します。



農事組合法人による受託作業

(4) 各種団体への支援を行います

① 日向市認定農業者連絡協議会の活動を支援します

本市の認定農業者で組織する認定農業者連絡協議会が実施する研修会等の取り組みに対する支援を行うとともに、同協議会への加入を促進します。



協議会主催による事業説明会

日向市認定農業者連絡協議会会員数

(単位：経営体)

年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
会員数	78	77	76	72	72

(資料：農業畜産課)

② 日向市SAP会議の活動を支援します

若い後継者及び新規就農者で組織するSAP会議に対し、関係機関と連携して自主活動や学習活動の支援を行います。

日向市SAP会議の会員数

(単位：人)

年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
会員数	8	9	8	7	6

(資料：農業畜産課)

③ 日向市農業青年会議の活動を支援します

45歳以下の農業担い手で組織する農業青年会議に対し、担い手の育成と会員の資質の向上を図るための活動を支援します。

また、異業種との交流による活動を通じて、「シナジー効果^{*}」を発揮する場の設定や、消費者に対しての農畜産物の安全・安心に関するPRと情報の提供によ

※ シナジー効果：相乗効果のことです。

り、担い手の支援を行います。

2. 多様な担い手が活躍できる環境づくり

《現状と課題》

農業就業人口の減少、高齢化により、多くの農業者が労働力を確保することが困難な状況にあります。

このような中、担い手の安定的な経営を図るため、多様な担い手が活躍できる環境づくりを推進する必要があります。

(1) 女性農業者が活躍できる環境づくりに努めます

経営発展やライフステージに対応した家族経営協定^{※1}の締結推進により、女性農業者が経営参画や就農しやすい労働環境の整備を促進します。

また、女性農業者を対象とした研修会や情報交換会等を開催し、経営管理能力や技術の向上を支援します。

(2) 援農隊^{※2}による労働力確保を支援します

平成29年9月にJA日向を主体に設立された「JA日向ひむか援農隊（無料職業紹介所）」について、日向地域農業再生協議会内の労力サポート部会と連携し支援していきます。

主婦、大学生、シニア層などを対象に農業者とのマッチングを行い、選果場での選果・箱詰め、へべすやミニトマト等の収穫、ハウス内の除草等の労働力確保を図ります。

(3) 農福連携により雇用機会を創出します

施設外就労を実施している福祉事業所などの実態調査を行い、作業内容や品目を把握し、農業者と情報を共有することにより、障がい者が就労しやすい環境づくりに努めます。

さらに、関係機関と連携し、援農隊の活用により雇用機会の創出に努めます。

※1 家族経営協定：家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。

※2 援農隊：高齢化や後継者不足などで生産基盤が縮小している農業者を、援農者の労働力で支援するために、日向地域における労力サポートシステム（援農隊）を構築しました。JA日向に開設したひむか援農隊では、援農者と農家のマッチングを行っています。

3. 地域の特性を活かしたブランド化の推進

《現状と課題》

農産物のブランド化については、県による「特長ある商品づくり」、「信頼される産地づくり」、「安定的な取引づくり」を目指しており、日向地域においては、合計9種類の農畜産物が「みやざきブランド認証品」に認定されています。

これらのブランド商品のほか、千切大根や産地戦略ビジョンが策定されたミニトマトなどについても、地域の特性を活かし生産量の拡大を図る必要があります。

さらに、農商工連携、6次産業化を促進し、ブランド開発の強化による農畜産物の高付加価値化や、産学官連携による新たなブランドの研究・確立を図っていく必要があります。

日向地域における「みやざきブランド認証品」

分類	商品ブランド名	産地名
畜産部門	宮崎牛	県下全域
	宮崎ブランドポーク	J A 宮崎経済連
	みやざき地頭鶏	県下全域
果樹部門	完熟マンゴー「太陽のタマゴ」	J A 日向
	完熟きんかん「たまたま」	美郷町西郷区
	みやざきへべす	J A 日向
花き部門	みやざきオリジナルスイートピー	J A 日向
野菜部門	みやざきビタミンゴーヤー	J A 日向
その他	みやざき乾しいたけ	J A 日向

6次産業化における国の「総合化事業計画※」認定件数

(単位：件)

認定年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
認定件数	1	1	2	0

※ 総合化事業計画：生産者が6次産業化に向けた事業計画を作成し、国が「六次産業化・地産地消法」に基づき認定を行うものです。

《主な施策》

(1) 日向地域のブランドの確立に努めます

日向市特産「へべす」など、地域の特性に応じた農畜産物の安定的な生産や加工品の開発により、付加価値の高い日向地域のブランド確立を推進します。

「へべす」については、平成28年9月から県内全域での「へべす」栽培が可能になったことから、「発祥の地日向」をより強力にPRする様々な活動を展開していきます。

また、平成30年3月に策定された「産地戦略ビジョン」に基づき、栽培管理の徹底により生産量の増加や品質の向上を図るとともに、「援農隊」などを活用することで、労力の確保を行い、生産力強化に努めます。

さらに、生産者、JA日向、県などで組織している「日向のへべす消費拡大プロジェクト会議」や、「JA日向平兵衛酢部会」などと連携して、市内をはじめ、県内外で開催されるイベントや商談会へ積極的に参加するなど、販売力強化にも取り組みます。



日向特産へべす



へべすの加工品

(2) 農業団体等関係機関と連携し、情報の発信に努めます

JA日向をはじめとする農業者団体や東臼杵農林振興局などの農業行政機関との連携を図るとともに、市のホームページ等を活用しながら、日向地域のブランドの情報発信に努めます。

(3) 産学官の交流・連携を促進し、新しいブランドの研究・開発を推進します

熊本大学薬学部と連携し、薬草の栽培技術を確立するとともに、製品化について研究を行います。

また、「ブルーベリー葉」や「オリーブ」などの加工品開発を支援するとともに、へべすの乾燥化飼料を給与する「日向へべす豚」などについて、ブランド化に向けた調査・研究を推進します。



薬草試験栽培実証圃（カモミール）

(4) 農商工連携や6次産業化を促進します

農業生産者と食品加工業、流通業、観光業等の多様な事業者とのネットワークや宮崎県が推進している「みやざきフードビジネス振興構想※」と連携した農商工連

※ **みやざきフードビジネス振興構想**：県は総合的な食関連産業の成長産業化を目指して、これまで取り組んできた産地や食品加工企業の育成、「6次産業化」・「農商工連携」などに加えて、飲食業や観光産業などにも発展の裾野を広げながら、総合的・一元的に「フードビジネス」を展開しています。

携による地産地消や6次産業化を促進し、新商品開発・販路開拓等の取り組みを支援します。

4. 経営安定対策の推進

《現状と課題》

農畜産物の価格の低迷や燃油・資機材等の高騰は、安定的な農業経営を図る上で大きな妨げとなっています。

このため、園芸施設における資機材の導入等について、低コスト化を支援するとともに、農畜産物の価格安定制度の適正な運用に努め、経営の安定化を図る必要があります。

また、農業経営分析の支援を行い、高い農業経営管理能力の習得を促進するとともに、農業法人の設立を検討している経営体に対し、相談・支援の充実を図る必要があります。

《主な施策》

(1) 制度資金の活用と法人設立を支援します

認定新規就農者や認定農業者による施設の規模拡大や機械・設備の導入について、各種事業等の活用の推進と制度資金の活用を支援します。

また、法人設立を目指している認定農業者や集落営農組織に対し、関係機関と連携して事業活用を支援し、専門家の派遣等により、法人化に向けた支援を行います。

(2) 効率的で安定的な農業経営を促進します

農畜産物の価格が低迷する中、原材料費や燃油費は増加傾向にあることから、農業者が安定した農業経営を行えるよう関係機関と連携し、経営改善の支援に努めます。

水稻については、良質の米作りを推進するとともに、経営所得安定対策において推進している加工用米や新規需要米（WCS[※]、飼料用米）の生産拡大を推進します。

野菜、果樹、花きについては、収益性の高い施設園芸を中心に、産地戦略ビジョンの策定を引き続き推進します。また、策定した産地戦略ビジョンの目標を達成するため、対策の進捗管理を行い、組織的に振興拡大・販売強化を目指します。

畜産については、畜種ごとの価格安定制度の効率的な運用を図るとともに、制度の普及に努めます。



産地戦略ビジョン会議

※ WCS：ホールクロップサイレージ（Whole Crop Silage）の略。稲やトウモロコシのように、従来は子実をとることを目的に作られた作物を、繊維の多い茎葉部分と栄養価の高い子実部分を一緒に収穫して発酵させたものです。

産地戦略ビジョン策定状況

品目名	策定期期	産地名
冬春ミニトマト	平成29年度	J A日向
へべす	平成29年度	J A日向
シキミ	平成29年度	J A日向
スイートピー	平成30年度	J A日向

(資料：農業畜産課)

(3) 経営管理能力の向上による農業経営の体質強化に努めます

農業簿記、パソコンを活用した経営管理やコスト分析が経営改善につながるよう、積極的な農家への支援を行います。

また、認定農業者の農業経営改善計画・認定新規就農者の青年等就農計画や家族経営協定の実施、実現のための経営指導の充実・強化を図ります。

5. 優良農地の確保と生産基盤整備

《現状と課題》

平成29年における荒廃農地は約121haで農地全体の5.6%を占めていますが、農業従事者の高齢化が進行しており、今後、離農などにより、優良農地についても荒廃化が進む可能性は否定できず、早急に対策を講じる必要があります。

このため農地の出し手を把握し、担い手への農地集積を図る必要があります。

また、イノシシやシカ、サル、カラスなどの有害鳥獣による農作物への被害が深刻な問題となっているため、鳥獣被害対策を推進する必要があります。

さらに、ため池や用排水路などの農業用施設及び農地の基盤整備を計画的に推進する必要があります。

《主な施策》

(1) 農地の集積等による優良農地の確保と農業用水の維持管理に努めます

農地中間管理機構と連携し、新たな地区での農地集積の推進や、実施した地区における担い手への農地集積・集約に向けたシャッフル作業に取り組んでいきます。

また、高齢化の進行に伴い、農地中間管理機構への貸し付けの増加が見込まれる中で、作業条件が不利な農地については、集積・集約化が進まなくなる可能性があります。その対策として、農地中間管理機構関連農地整備事業や農地耕作条件改善事業等を活用した基盤整備を計画的に推進します。



寺迫下ため池

また、ため池、農業用排水路など既存の農業用施設の補修や定期的な点検を行い、農業用水の確保と維持管理に努めます。

(2) 荒廃農地の解消に努めます

農地パトロールによる荒廃農地の情報収集を図り、再生が可能な荒廃農地については、農地のフル活用を促進するため、飼料作物の生産などの土地利用型農業や、栽培条件に適した作物の作付けを推進し、市ホームページ等で情報提供を行うなど、幅広く活用を促していきます。

また、再生が困難な荒廃農地については、関係機関と協議の上、非農地判断を行い、畜産、6次化施設など地域農業の振興に繋がる利用を優先することを条件に農地以外の利用を促進します。

(3) 有害鳥獣による農作物の被害対策に努めます

有害鳥獣対策協議会との連携により、被害状況の把握、被害防止に関する研修会等を実施し、地域の鳥獣被害防止に対する意識を高めるとともに、侵入防止柵等の設置を計画的に推進します。

また、設置地区と協議会において維持管理契約(ワイヤーメッシュ柵：14年、電気柵及びネット柵：8年)を結び、防止柵の継続的な管理を行い、農作物の被害防止に努めます。



鳥獣防止柵（深瀬地区）

(4) 農道、用排水路等の生産基盤の整備・充実に努めます

富島幹線用水路の長寿命化計画に基づき計画的に改修を行うとともに、ため池耐震調査の結果をもとに整備を行い、安全で安定した農業用水の確保に努めます。

また、農作業の効率化・省力化を図るとともに、担い手への農地集積・集約を図り、農業競争力強化をめざすための農地や農道等の基盤整備事業を計画的に推進します。



富島幹線用水路

富島幹線用水路の整備計画

	事業年度	事業概要
4期計画	平成30～33年度	水路トンネル補修（延長：583.6m）

(5) 災害予防対策と速やかに復旧できる体制の構築に努めます

豪雨等による災害を予防するため、ため池や幹線用水路の定期的な点検を行います。また、被害が発生した場合は、耕作に支障をきたさぬよう補助事業等により速

やかな復旧に努めます。

6. 潤いのある農村地域の形成

《現状と課題》

本市では、農業・農村を保全し、多面的機能の確保を図るため、現在 10 地区において「多面的機能支払交付金事業」、7 地区において「中山間地域等直接支払交付金事業に取り組んでいます。

また、市内 3 カ所に農業集落排水施設が設置されており、快適な水環境の保全に努めています。

今後、農村地域においては、少子高齢化による人口減少が予想されることから、潤いのある農村環境の整備に努め、農村の活性化を図る必要があります。

《主な施策》

(1) 農業・農村の環境保全活動を支援します

「多面的機能支払交付金事業」及び「中山間地域等直接支払交付金事業」の周知を図り、農村地域が有する多面的機能を維持・発揮するために、地域住民と一体となって取り組む共同活動を支援します。



多面的機能支払交付金活動

(2) 農業集落排水施設への接続を推進します

本市では、山陰、秋留、美々津の 3 地区に農業集落排水施設の整備を行っています。農業用水の水質保全や農業用排水施設の適正な機能維持、農村における生活環境の改善のほか公共水域の水質保全を図るため、農業集落排水施設への接続を推進します。



美々津地区農業集落排水処理施設

(3) 農村の地域住民の交流促進や健康増進のため、農村公園の維持管理に努めます

農業従事者の憩いの場はもとより、地域住民のレクリエーションなどの健康づくり活動やふれあい広場としての機能を備えた農村公園の維持・管理に努めます。

(4) 地域の農業にまつわる伝統的な祭りや芸能等の地域活動を支援します

農村地域における豊作祈願などの農業にまつわる伝統芸能や祭りについて、地域の活動を支援します。

7. 畜産業の総合的な振興

《現状と課題》

肉用牛については、繁殖経営が稲作複合型により市全域で営まれてきましたが、高齢化や担い手不足などの問題により、農家戸数及び飼養頭数の減少が顕著となっています。

子牛は延岡家畜市場及び児湯家畜市場に出荷されていますが、和牛生産地としての産地競争力を強化し、耕畜連携による土づくりや飼料用稲、飼料用米など水田の転作作目の受け皿として地域農業の経営安定対策を推進する上でも、繁殖雌牛頭数及びセリ上場子牛頭数の維持・拡大を図ることが重要課題となっています。

また、肥育経営においては、新たな地域ブランド牛[※]の確立など消費者ニーズに即した牛肉生産に取り組むとともに、繁殖経営との一体的な生産性向上を図るため、地域内一貫体制を充実する必要があります。

養豚については、系統系列の中規模一貫経営・委託肥育経営が専門的に営まれています。肉豚は市内及び都農町の食肉処理場に出荷されており、県主催の枝肉共進会で上位入賞するなど、その品質は高い評価を得ています。しかしながら、輸入豚肉との価格競争など厳しい側面もあることから、経営安定のためには、更なるコスト低減・生産性向上が重要であり、また、適切な排せつ物処理などの環境対策に取り組む必要があります。

養鶏については、ブロイラーを主体に飼養されており、美々津・寺迫地区は国内でも有数のブロイラー密集飼養地域となっています。また、企業経営による採卵農場や種鶏農場も多く点在しています。鶏舎の老朽化対策や生産性向上を図るための設備改善及び農場周辺の環境保全対策が課題となっています。

家畜伝染病については、世界各地で口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されていますが、日本国内においても平成29年に香川県で高病原性鳥インフルエンザが、平成30年には岐阜県で26年ぶりとなる豚コレラが発生しています。また、同年には中国においてアジアで初めてのアフリカ豚コレラが発生し感染が拡大するなど海外悪性伝染病の国内への侵入リスクが高い状況にあることから、家畜伝染病予防法に合致した防疫・疾病対策がますます重要となっています。



延岡家畜市場子牛セリ市



日向農協肉豚部会の商品ラベル



ブロイラー鶏舎内の様子

※ **ブランド牛**：独自に設定した特殊な飼料（日向産米粉など）を給餌する肥育期間を有する、産地により定義された和牛のことです。

《主な施策》

(1) 生産基盤の整備や経営技術改善により生産性向上を図ります

肉用牛繁殖経営については、産地競争力を強化するため、関係機関と連携し、生産基盤の整備を推進し、分娩間隔の短縮や事故率の軽減など飼養技術の改善により子牛生産頭数の維持・拡大を図ります。また、繁殖雌牛の頭数を確保するため多頭経営者の育成と和牛繁殖センターやキャトルステーション^{※1}の活用・整備を推進します。

さらに、関係機関・団体に構成される日向地区畜産技術員会において策定された地域の肉用牛振興計画である「人・牛プラン」に基づき、日向市和牛改良組合や日向市和牛ヘルパー組合と連携し、子牛品評会における体型的改良の研修や枝肉データに基づく「推定育種価^{※2}」を活用した母牛群の改良促進により、購買者ニーズに即した高品質な子牛生産に取り組みます。

肥育経営においても、関係機関と連携し、地産地消を促進するとともに、ブランド牛確立を支援し、生産から販売までの地域内一貫体制の構築及び充実を図ります。

飼料作物については、コントラクター^{※3}の活用などにより労力の軽減と生産拡大を図り、低コストで高品質な粗飼料の地域内確保と飼料自給率の向上を促進します。

養豚経営については、日向農協肉豚部会が定期的実施する経営分析研修会を活用し、関係機関・団体との連携により、効率的な施設整備や優良種豚の導入、繁殖・肥育成績の改善に取り組み、環境保全対策や衛生防疫対策と合わせて、生産基盤の充実と生産性の向上を図ります。

養鶏経営については、日向市養鶏振興会との連携や関連会社の指導を中心に生産性と経営管理技術の向上を図ります。また、国・県の事業等を活用した鶏舎の増築や機械器具など、最新設備や先進技術の導入により生産性の向上を推進します。



日向市畜産センターでの和牛登録検査



ホールクロップサイレージの梱包作業

※1 **キャトルステーション**：生後1週間からセリ出荷までの一定期間、子牛を預かり管理する子牛受託施設で生産者の労働力の負担軽減と生産作業が集中することで発生する空きスペース牛舎を利用した増頭対策として利用できる施設です。

※2 **育種価**：親牛から子牛に伝わる能力（遺伝的能力）を数値で示したものです。

※3 **コントラクター**：畜産農家等から飼料作物の播種や収穫作業、堆肥の調製・散布作業などを請け負う組織です。

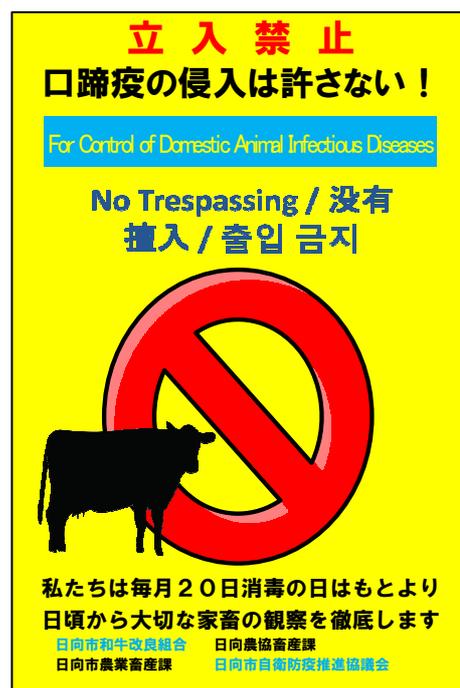
(2) 家畜飼養衛生管理基準の遵守を推進し、家畜伝染病予防対策を徹底します

世界経済のグローバル化に伴うヒト・モノの交流進展により、家畜伝染病の病原体が国内へ侵入するリスクは年々高くなっており、その防疫対策は、水際防疫、地域防疫、農場防疫、発生時の迅速な防疫措置を4本の柱としています。

本市では「日向市自衛防疫推進協議会」を核として、家畜防疫員、関係機関・団体と連携し、家畜の飼養衛生管理基準の遵守、毎月20日の県下一斉消毒など畜産農家の農場衛生対策の啓発を図るとともに、消毒用資材の配布を継続するなど、家畜伝染病の発生防止対策を推進します。

また、万が一の事態を想定し、関係機関・団体と連携した迅速な対応ができるよう「日向市家畜伝染病防疫指針」に基づく防疫研修の実施など防疫体制の整備、充実を図ります。

さらに、一般疾病についても衛生対策の推進及び適切な予防接種の実施により発生・流行を予防し、地域の清浄性の確保と家畜疾病による経済的損失の防止に努め、畜産経営の安定を図ります。



8. 安全・安心な農畜産物の供給と都市との交流の推進

〈現状と課題〉

消費者の食の安全に対する関心は高く、安全・安心な農産物の生産を確保することが非常に重要です。また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会で食材として使用してもらうためには、グローバルGAPやAS IAGAP、JGAP、もしくは都道府県GAPの認証を取得していること等が必要です。近年、大手量販店や加工事業者等からGAP認証を求められる事例が見られますが、東京オリンピック・パラリンピック競技大会をきっかけに、今後ますますマーケットからのGAPの要求が増加することが予想されます。

このようなことから、「ひなたGAP」^{※1}等のGAP認証を進めることや、平成13年度から取り組んでいる「日向市環境保全型農業推進協議会」による環境保全型農業^{※2}の認証の取り組みで、減農薬・減化学肥料栽培を促進することにより、消費者に安

※1 **ひなたGAP**：「GAP」とは、Good Agricultural Practice の略で「農業生産工程管理」と訳され、農業生産工程でのムリ・ムダの解消や、農業生産におけるあらゆるリスクを低減する取り組みを行うことで、食の安全・安心、環境保全、農作業安全等、農業経営の改善を進めていくものです。「ひなたGAP認証制度」は、県が定めるGAP基準書に基づいた取り組み（良い農業）が実践出来ていることを県が認証するもので、他のGAPと異なり、認証に係る費用は無料となっています。JGAP等の民間のGAP認証を参考に作成しているため、民間のGAP認証にチャレンジする方のファーストステップとして活用することができます。

※2 **環境保全型農業**：有機物の土壌還元等による土づくりと合理的な作付体系を基礎として、化学肥料や農薬等を効率的に利用することで、環境の保全と作物の生産性の調和を保ちながら実践する持続的な農業のことです。

全で安心な農畜産物を供給し、トレーサビリティシステム（履歴管理）※の定着を図ることで情報提供ができる体制づくりが重要となります。

また、生産者と消費者を結びつける農産物直売所や学校給食において、地場産品の活用を積極的に推進していく必要があります。

《主な施策》

（１）環境保全型農業の取り組みを推進します

耕畜連携による有機肥料の施用を推進し、化学肥料の施用を抑えるとともに、集落・地域における産業用無人ヘリコプター等による共同防除を促進することにより病害虫の適期防除に努め、農薬の低減化・適正使用を図ります。

また、関係機関・団体の技術員と連携した講習会の実施により栽培技術の習得を促進します。



環境保全型農業講習会

日向市環境保全型農業 認証農家数・面積の推移

（単位：戸、a）

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
認証農家	35	20	24	24	26
栽培面積	2,720	2,486	2,157	2,157	2,686

（資料：農業畜産課）

（２）「ひなたGAP認証制度」等GAPの取り組みを推進します

海外への輸出も見据え、国際化に対応した「ひなたGAP認証制度」等の取り組みを推進し、安全な農産物の生産と品質の向上に努めます。

（３）環境保全型農業直接支払交付金事業の取り組みを推進します

国の制度である「環境保全型農業直接支払交付金制度」を活用し、化学肥料及び化学合成農薬を慣行レベルから5割以上低減する取り組みと合わせて行われる、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に対し支援を行います。

（４）トレーサビリティの定着を支援します

水稻栽培における生産管理記録簿の作成や、その他の農畜産物に対する生産履歴の提供について研修会を開催するなど、トレーサビリティシステムの定着を支援します。

※ トレーサビリティシステム：食品がいつ、どこで、どのように生産・流通されたかについて、消費者が把握できる仕組みのことです。

(5) 都市との交流・共生の促進に努めます

「日向市農村交流館」や「日向市農産加工施設」における地元の農産物を活用した加工体験など、都市と農村の交流を促進し、それぞれの住民による相互理解を深めるとともに、農村の価値の再評価を促進することにより、農村に人を呼び込み、地域の活性化や多様な担い手の確保を図ります。

また、集落営農組織や農業小学校などによる農業体験を通じて、収穫の喜びや感謝の気持ちを育む取り組みを推進します。



農村交流館における加工体験

9. 環境に配慮した農業系廃棄物の適正処理の推進

《現状と課題》

農業経営によって排出される廃ビニールや廃ポリフィルムなどの農業用廃プラスチックについては、適正処理を推進するため、「日向市農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会」による、定期的な収集を実施しています。しかしながら、不法投棄や野外焼却が年に数件発見される状況にあり、収集事業の利用について啓発を強化する必要があります。

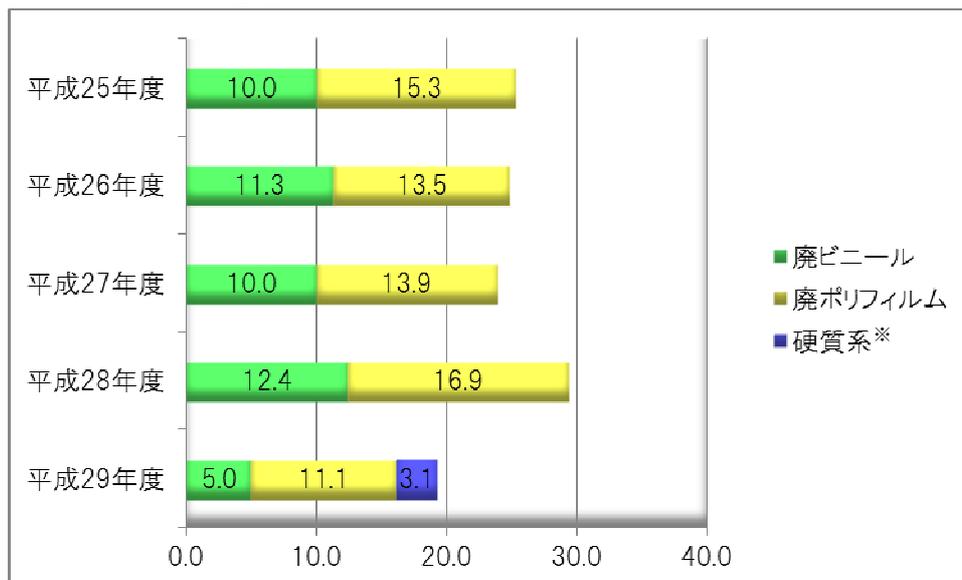
また、家畜排せつ物については、適正に処理されない場合、悪臭・害虫の発生や水質汚染の一因となることから、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」において、一定規模を超える農家は堆肥化施設や浄化処理施設の整備、または業者委託により適正に処理することが規定されています。

牛ふん尿については、各農場や「日向市畜産資源リサイクルセンター」で堆肥化され、飼料作物の生産や耕畜連携の資源循環型農業において活用されています。豚ふん尿については、各農場において、豚ふんは堆肥化され、尿については浄化処理施設により処理され放流されています。このように、牛ふん及び豚ふんについては農地還元が推進されていますが、規模が大きい農場等においては時期的に在庫過剰となることが課題といえます。また、鶏糞については、排出量が多いことから、業者委託により管外の処理施設に搬出され、バイオマス[※]発電や鶏糞肥料の原料として利用されています。

※ **バイオマス**：家畜排せつ物や生ゴミ、木くずなどの動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことをバイオマスといいます。

廃プラ処理量の推移

(単位：トン)



(資料：農業畜産課)

日向市畜産資源リサイクルセンターの利用状況

(単位：トン)

年 度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
搬入数量	925	934	1,137	989
販売数量	507	441	538	489

(資料：農業畜産課)

《主な施策》

(1) 農業用廃プラスチックの適正処理を推進します

農業用廃プラスチックは、農業経営者の責任によって適正に処理されることが「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によって義務づけられています。

「日向市農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会」において、収集事業の利用について市広報やチラシの配布等により広く周知を行い、不法投棄や野外焼却の根絶に努めます。



廃プラ収集（JA日向美々津支店）

※ **硬質系**：硬質系廃プラスチック。ブルーシート、パオパオ、寒冷紗、チューブ類、苗箱、苗ポットなど。平成29年度から分別することになりました。

(2) 家畜排せつ物の適正処理と利活用により環境と調和した畜産経営を推進します

畜産経営において、生産性の向上を図るためには良好な畜舎環境が重要であることから、畜舎環境の保全や家畜排せつ物の適正処理について、関係機関・団体と連携し指導・支援するとともに、環境的な問題が発生した場合は、環境政策課や県と連携した適切な対応によりその解消に努めます。

また、農場や「日向市畜産資源リサイクルセンター」で生産される堆肥の品質向上を図り、飼料作物や耕畜連携の資源循環型農業での活用を促進するなど、環境と調和した畜産経営を推進します。



日向市畜産資源リサイクルセンター

10. 農畜産物の流通体制の整備と地産地消の推進

《現状と課題》

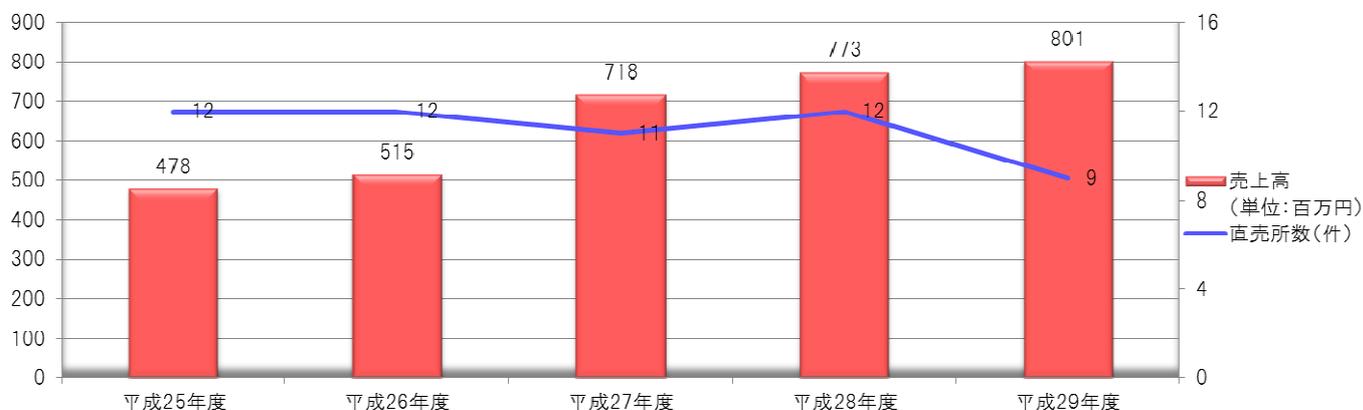
本市は、関東・関西などの農畜産物の大消費地から遠いこともあり、物流において大きなハンデを背負っています。

しかしながら、東九州自動車道「北九州・宮崎」間が全線開通し、また、九州中央自動車道の整備が進められており、九州内の主要都市間の時間が大きく短縮されつつあります。

また、細島港についても、インフラ整備等により東九州の物流拠点としての機能拡充に取り組んでおり、陸上交通網の整備との相乗効果が期待されています。

さらに、本市産農畜産物については、JA系統を通じた市場出荷の割合が高いものの、近年は、食の安全性に対する意識の向上と地産地消指向等を背景に、農産物直売所の売上が急増しており、流通販売形態が多様化してきています。

市内農産物直売所数及び売上[※]の推移



※市内の主な3事業所の売上合計

(資料：農業畜産課)

《主な施策》

(1) 農産物流通体制の整備を促進します

大都市圏への安定した流通体制の確立を図るため、九州中央自動車道の早期開通に向けて広域連携の強化を図るとともに、海上輸送の拡充や輸送コストの低減対策等について、県及びJ A日向など関係機関との連携強化に努めます。

また、輸出を見据え、商工港湾課と連携し、海外への効率的な輸送体制の整備を推進します。

(2) 農畜産物の付加価値を高め、消費と流通の拡大を図ります

産地間競争の激化により、農畜産物の価格が低迷していますが、高品質で安定的な生産体制と付加価値の高いブランド確立により他産地との差別化を図り、大都市圏における消費と流通の拡大を図ります。

また、本市ふるさと納税の返礼品として全国にPRすることにより、販路の拡大に努めます。

(3) 農産物直売所等を活用し、地域内流通と地産地消を推進します

道の駅やJ A日向生産者直売所などの農産物直売所及び観光分野と連携したイベントの開催等を通じて、本市産農畜産物の消費拡大を推進することにより、地域内流通の拡大を図ります。



道の駅「日向」物産館



道の駅とうごう「詩季彩」

11. 最先端技術の導入に係る研究

《現状と課題》

高齢化、労働力不足が進む中、省力化・低コスト化をめざし、スマート農業※という新たな分野がその実現に向けて注目されています。本市においても、JA日向が新たな型式のハウスを整備するなど、次世代施設園芸の導入に向けて動き出していますが、個人農業者の導入には至っていない状況です。

国の補助事業等でも、スマート農業に係る取り組みが優先されていることから、積極的に情報収集をし、農業者へ広く周知するとともに、導入を希望する農業者に対し、支援することが求められています。

《主な施策》

(1) スマート農業の推進に向けた学習会を開催します

スマート農業を取り入れた他産地の事例などについて研究するとともに、スマート農業の導入を検討している農業者に対し、関係機関・団体と連携して学習会を開催します。

(2) スマート農業の取り組みを支援します

スマート農業の取り組みを行う農業者に対し、国の補助事業等を積極的に活用するなど、導入に係る支援を行います。

※ スマート農業：ロボット技術やICT(情報通信技術)を活用した超省力生産、高品質生産を実現する新たな農業のことです。

Ⅱ 林業・木材産業の振興

豊かな森林資源の循環利用による持続可能な林業経営と林業・木材産業の成長産業化

1. 森林資源の保全と活用

《現状と課題》

本市は、総面積の約 77%を森林が占めており、その内、92%が民有林となっています。民有林の約 55%が人工林であり、その約 59%を占めるスギは、76%が標準伐期齢以上となるなど森林資源の本格的な利用段階に入っています。

近年は、この豊富な森林資源と比較的安定した木材価格により素材生産が活発化し、伐採後の再造林が課題となっています。

森林は、木材の生産をはじめ、国土の保全、水源のかん養、土砂災害や地球温暖化の防止など多面的な機能を有していますので、森林の保全を図るとともに、森林資源を将来にわたって循環利用できるよう、資源循環型林業システムを構築する必要があります。

また、平成 31 年度からは、地域森林計画対象森林において、森林所有者の経営管理の責務を明確化するとともに、経営管理が行われていない人工林については、森林所有者の申出により、市町村が経営管理の委託を受け、適正に管理していくこととした「森林経営管理制度（新たな森林管理システム）」がスタートします。今後、この制度を適正に運用していく必要があります。

《主な施策》

(1) 多面的機能の高度発揮に向けた森林づくりに努めます

林野庁の「水源の森百選」に選定された寺迫地区の「庭田水源の森」では、水源としての機能維持に配慮した森林づくりが行われています。本市では、スギを主体とした人工林が本格的な伐採時期を迎えています。こうした森林の機能を最大限発揮させ後世に引き継いでいく取り組みが全市的に求められています。

このため、伐採後の再造林や除間伐等の保育を推進し、森林を将来にわたり循環利用するため、スギ苗の供給体制の整備、林業労働力（担い手）の確保、伐採・造林一貫作業等による低コスト化を図り「伐って、使って、すぐ植える」という資源循環型林業システムを構築することで、森林の持つ木材生産機能と公益的機能を併せて高度に発揮できる森林づくりに努めます。

(2) 森林整備計画や森林経営計画に基づく森林の適正な管理を推進します

本市における森林づくりの方向性や指針等を示した「日向市森林整備計画」や、森林所有者等が自ら経営を行う一定のまとまりのある森林を対象に、主伐、間伐、造林等の森林施業や路網整備について計画した「森林経営計画」により、効率的な施業を行い、森林の適正管理を推進します。

あわせて、森林の誤伐・盗伐を防止するため、「日向市伐採及び伐採後の造林の

届出及び森林の状況報告に関する事務取扱要領」による適切な事務処理を行うとともに関係機関と連携した森林パトロール等による監視の強化に努めます。

(3) 新たな森林管理システムに向けた取り組みを進めます

森林経営管理法の制定により、平成31年度からスタートする「森林経営管理制度（新たな森林管理システム）」を適正に運用するため、森林環境譲与税（仮称）を活用した林地台帳の精度向上や森林境界の明確化を図るとともに、市域の森林資源量調査、森林所有者の意向調査等による市の実情に即した経営管理権集積計画等を作成するなど、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理に向けた取り組みを進めます。

(4) 市民参加型の森林づくりを推進します

お倉ヶ浜や伊勢ヶ浜の海岸松林では、地域住民によるクロマツの植樹や下刈が行われています。また、市内の山林においては、企業の社会貢献活動（CSR）の一環として「企業の森づくり」事業が行われています。今後、森林所有者の高齢化や自然災害などにより、荒廃した森林の増加が懸念される中、市民共有の財産である森林を社会全体で守り育てる意識を醸成するため、森林環境教育や市民が主体となった森林づくり活動を推進します。

(5) 治山事業による森林の保全に努めます

森林の荒廃による山地災害の未然防止と、災害発生箇所での早期復旧を図るため、治山事業を推進し、森林の保全に努めます。



西林谷止工

2. 生産基盤の整備

〈現状と課題〉

平成29年度末現在の林道の延長は約124km、作業路（道）延長は約571kmとなっています。林内路網密度は、県平均をやや上回っているものの、東臼杵管内平均と比較するとやや低い状況にあります。

森林路網は、間伐などの森林整備はもとより、木材などの生産コストの低減や、効率的な林業経営の改善を図る上で基盤となる産業施設であることから、さらに整備を進めていく必要があります。

また、適切な路網配置に加えて、高性能林業機械の導入など生産基盤を充実させることにより、地形や自然条件に適合した合理的な作業システムを確立し、素材生産の低コスト化など林業採算性の向上につなげていく必要があります。

《主な施策》

(1) 環境に配慮した林道、作業路の開設、改良に努めます

東臼杵管内平均の林内路網密度(40.9m/ha)を目標に林道、作業路の整備を進めます。整備にあたっては、自然の地形を考慮した線形にするなど、工種・工法の検討を行い、自然環境に配慮した路網の整備に努めます。

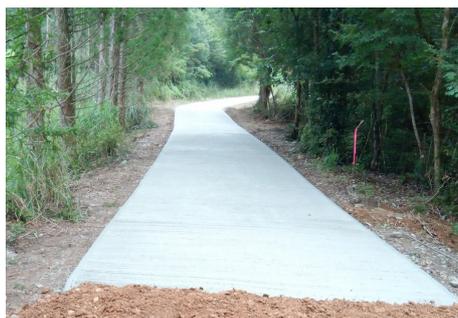


林道の開設「横瀬・広瀬線」

(2) 林道や作業路の維持管理に努めます

林道については、路面の補修や道沿いの草刈など適正な維持管理を行うとともに、災害箇所については補助事業を積極的に活用して、早期の復旧に努めます。

また、作業路については、受益者自らが行うコンクリート舗装について支援します。



作業路のコンクリート舗装
(瀬渡地区)

(3) 高性能林業機械の導入促進に努めます

素材生産の効率化・低コスト化を図るため、補助事業を活用した高性能林業機械の導入促進と地形に応じた搬出システムの推進に努めます。



高性能林業機械
(スイングヤード・プロセッサ)

3. 林業経営の改善

《現状と課題》

本市における所有森林面積が1ha以上の森林所有者は1,939人で、このうち3ha未満の小規模な所有者が約半数を占めています。このため、林業への依存度は低く、また、長期にわたった木材価格の低迷や採算性の悪化・有害鳥獣被害の増加などにより、森林所有者の経営意欲の低下や、高齢化による後継者不足が懸念されています。

このため、伐採収入などの林業所得の確保に加え、特用林産物等を取り入れた複合経営の推進や野生鳥獣の被害防止等により、安定した所得の確保を図るとともに、地域のリーダーとなる意欲ある林家の育成に努める必要があります。

また、平成27年の国勢調査によると、本市における林業就業者数は284人と前回の国勢調査に比較すると、概ね横ばいの状況と思われます。しかしながら、高齢化が

進行中、森林組合など林業事業体における新規雇用など新たな担い手の確保・育成を進めるため、事業体の体質強化や従事者の就労条件等の整備・改善を進める必要があります。

《主な施策》

（１）林業担い手の確保・育成に努めます

林業研究グループ等が行う先導的活動への支援や平成 31 年度に開講する「みやざき林業大学校」に係る受講生の募集、実習フィールドの提供及び公営住宅の斡旋など側面から支援し、次世代を担う経営感覚に優れた林業後継者の育成に努めます。

また、森林組合作業班など林業事業体の就業者の社会保険等の加入を促進し、就労条件等を整備・改善するとともに、国の「林業成長産業化地域創出モデル事業」等の制度事業や森林環境譲与税（仮称）の活用より、流域の町村と一体となった新たな林業担い手の確保・育成に努めます。

（２）特用林産物の生産振興を図ります

意欲的な林家の経営安定を図るため、乾しいたけを中心とする特用林産物について、生産技術の改善と低コスト化の推進及び生産施設の近代化や資材への支援を行います。

また、生産者の育成及び新規参入を促進するとともに、JA日向や日向市東郷町椎茸部会等と連携を図り、生産拡大や日向ブランド確立による生産振興を図ります。



ほだ場（散水施設）

（３）有害鳥獣の被害防止対策に努めます

近年、野生鳥獣による農作物への被害は減少傾向にあるものの、シカによる人工林への被害は増加傾向にあります。また、サルの目撃情報が頻繁に寄せられており、しいたけや稲、果樹等への被害や住居への接近も見られています。

有害鳥獣による被害は、直接的な被害にとどまらず、生産意欲の低下につながることから、「日向市有害鳥獣対策協議会」等と連携し、集落単位の研修会の開催や追い払い、有害鳥獣を呼び寄せない取り組み等、被害防止に関する普及啓発を行うとともに、侵入防止柵等の設置や有害鳥獣の捕獲促進を図り被害軽減に努めます。



鳥獣防止柵の設置研修

4. 森林資源の需要拡大の推進

《現状と課題》

本市は、全国でも有数の林業地帯である耳川流域の玄関口に位置していることから、流域の豊富な森林資源や林内路網など充実した生産基盤を背景に、原木市場や製材工場、集成材工場が耳川木材加工団地に集積するなど、木材加工流通の拠点となっています。

さらに、平成 26 年度には細島 1 区工業団地に日本有数の大型製材工場が稼働を開始し、集成材用ラミナの加工を手始めに、平成 27 年には小断面集成材の加工を開始したことなどから、建築用材として、耳川流域のほか、県内外から多くの原木が供給されています。

加えて、近隣自治体に木質バイオマス発電所が複数建設されたことで、未利用間伐材などの林地残材や、製材端材をカスケード利用[※]して燃料に使うなど、森林資源の総合的な活用が図られています。

また、細島港においては、丸太・製材品の輸出量が年々増加しており、特に丸太輸出量は鹿児島県志布志港に次ぎ、全国第 2 位となっています。今後、更に輸出を促進していくためには、木材の集積場所の確保や岸壁の整備が必要となっています。

木材の価格は、近年、比較的安定していますが、グローバル化した現在の市場においては、国際的な貿易協定や為替の変動等により左右され、常に外材との競争を強いられていることから、予断を許さない状況です。

木材の需要は、今後、新築住宅着工戸数の減少が予想されることから、新たな用途開発や木材輸出促進などによる需要拡大と木材加工施設の近代化及び流通体制の効率化・合理化などによる生産コストの低減を図り、森林所有者の所得向上につなげていくことが重要です。

《主な施策》

(1) 木材の加工流通体制の整備を促進します

外材に対抗し得る効率的な製材品の製造施設の整備など、補助事業を活用した支援を積極的に行い木材加工流通体制の整備を促進します。



耳川木材加工団地内の製材工場

[※] **カスケード利用**：資源やエネルギーを利用すると品質が下がりますが、その下がった品質レベルに応じて何度も利用することです。

(2) 木材の需要拡大を推進します

豊富な木材資源の有効活用を図るために、「日向市内の公共建築物等における市産材等の利用促進に関する基本指針」に基づき、公共建築物等の木造・木質化を推進します。

また、大径材^{※1}のCLT^{※2}への活用や内装材、家具部材、外構材など木材住宅以外への新たな用途開発に向けた調査や取り組みに対する支援を行います。

併せて、木材の付加価値を高めるため、耳川流域産木材の森林認証材供給体制を構築し、流域の町村と連携した耳川スギのブランド化を推進します。



日向市役所新庁舎

(3) 林地残材の活用を図ります

木質バイオマスの燃料としての林地残材の活用について、森林所有者に利益が還元できるよう効率的な収集運搬方法の確立や多様な分野での木質バイオマスの利用についての調査や取り組みに対する支援を行います。

※1 大径材：丸太の細い方の直径が 30 cm 以上のものです。

※2 CLT：ひき板を並べた層を、板の繊維方向が層ごとに直行するよう重ねて接着した大判のパネルのことです。

Ⅲ 水産業の振興

水産資源の保護増殖に努め、安全・安心な水産物の供給と漁業経営体の確保・育成

1. 水産資源を守り増やす取り組みの推進

《現状と課題》

本市の沿岸域は、魚介類の生息場となる岩礁が少ないことから、これまで魚礁の設置や魚介類の放流等を行い、水産資源増殖のための取り組みを行ってきました。

しかしながら、台風や豪雨等による土砂や流木の流入、藻場の消失や、高波等不安定な海況による操業日数の減少など漁場を取り巻く環境は厳しく、水揚高にも大きく影響を及ぼしています。

このため、稚魚・稚貝の放流や魚介類の生育の場となる藻場の造成、魚礁等の設置による生産基盤の整備や、漁業者による水産資源及び漁場の自主的管理が必要となっています。

また、森・川・海的环境は、密接な関係にあることから、それぞれの適正な維持管理に向けた取り組みも重要となっています。

《主な施策》

(1) 資源の保護増殖に努めます

「宮崎県資源管理指針」に基づくヒラメ等の継続的な放流や、漁業者の自主的管理により、水産資源の安定した持続的利用を推進します。

また、平岩港で取り組んでいる藻場の造成を図るための「水産多面的機能発揮対策事業」を継続して支援するとともに、関係機関と連携してハマグリ^①の保護増殖に向けた中長期的な取り組みを推進します。



ヒラメ稚魚の放流



平岩港の造成した藻場



生育調査で確認されたハマグリ稚貝

「宮崎県資源管理指針」に基づくヒラメ資源管理の取り組み

管理措置	内容	実践者
休漁日	8月の5日間以上	えびびき網漁業
	土曜日又は休市日前日	
漁獲サイズ制限	全長30cm以下再放流 全長25cm以下再放流	北浦、安井地区えびびき網漁業者 その他の地区えびびき網漁業者
使用漁具の制限	道網の長さ1,100m以内 道網の目合い8節以下の太目	定置網漁業

(2) 生産基盤の整備を推進します

水産資源の維持管理や天候に左右されにくい安定した沿岸漁業を行うために、魚礁や藻場礁の設置など生産基盤の整備を支援します。

(3) 港の整備を促進します

港の機能の維持と向上を図り漁業生産基盤を整備するため、港の整備促進について、国・県に継続して要望していきます。



藻場周辺の抱卵しているイセエビ

種別	名称
重要港湾	細島港
地方港湾	平岩港
	美々津港



細島港

2. 漁業の経営基盤の強化

《現状と課題》

本市の水産業は、近年、全体的には豊漁が続いておりますが、依然として魚価の低迷、燃油の高騰、資材価格の上昇等により、厳しい経営環境にあります。また、漁協においては、高齢化の進行や後継者不足等により組合員が減少し、組織・経営の健全化及び安定化が課題となっています。

このことから、漁船及び機関・設備の近代化や水産物の付加価値向上の取り組み等による漁業経営の改善と漁協の組織・事業基盤の強化等が求められています。

また、水産加工品については、シラスなどの魚の干物が主となっていますが、漁業者の所得向上や経営安定に向けて、地元で水揚げされる水産物を活用した新たな加工品の開発が求められています。

《主な施策》

(1) 安定した漁業経営の確立に努めます

安定した漁業経営の確立のため、国・県等の制度を活用し、燃油高騰、資材価格の上昇に対する支援、漁船や機器購入に対する支援に努めます。

(2) 漁協の経営基盤の強化に努めます

漁協の経営基盤強化に対しては、基盤強化資金に係る金利支援を行います。

また、宮崎県漁業協同組合連合会が推進しているアクションプランの実践を含め、漁協の経営基盤の強化を支援します。



日向市漁業協同組合

(3) 漁業就業者の確保と後継者対策のための支援に努めます

新規就業者の確保・育成のため、国の「漁業人財育成創業支援事業」、県の「新規就業者応援バンク設置事業」の活用を図るとともに、自営独立や事業継承を行う漁業就業者に対する支援策の創設を国・県に要望していきます。また、女性及び高齢者の活動促進等による多様な担い手づくりを推進するため、関係機関と連携して相談や情報の提供に努めます。

(4) 水産物のブランド化・水産加工品の特産品化を推進し、販路拡大やPRの強化に努めます

細島商業港内で養殖される「細島いわがき」のブランド化や高付加価値化に努めます。その他の水産物についても新たな加工品の開発の取り組みを支援するとともに、国・県等の補助制度の活用による水産加工施設の整備について支援します。

また、チリメン加工や漁協加工グループ等の活動を支援し、農商工連携や6次産業化を促進し、販路拡大やPR強化に努めます。



「細島いわがき」

(5) 水産物の消費拡大の取り組みを支援します

消費者に信頼される安全・安心な水産物の供給とともに、「海の駅ほそしま」や道の駅等との連携により、地産地消や魚食の普及を促進し、水産物の消費拡大に努めます。



海の駅「ほそしま」

3. 内水面漁業の振興

《現状と課題》

本市の内水面漁業は、河川環境の保全に大きな役割を果たしていますが、台風や突発的な豪雨による土砂崩れや河川の氾濫、樹木伐採による雑木や土砂の流入等により、河川環境が悪化し、漁業・魚介類の生育等に大きな影響を及ぼしています。

また、カワウやサギによる食害によりアユ等の漁獲量が減少しています。

このため、水産資源の保護増殖や河川環境の保護、カワウ等による被害への対策が重要な課題となっています。

《主な施策》

(1) 資源の保護増殖を図ります

内水面漁協等と連携し、稚魚・稚貝の放流や禁漁区及び禁漁期間の設定、漁獲規制などにより資源の保護増殖を図ります。

また、遊漁者に対するマナーやルールの周知徹底を図り、密漁や密放流の防止に努めます。



ウナギ・モクズガニ放流

(2) 河川環境の保全を図ります

森林の環境と密接な関係にある河川の水質は、海産魚介類にも大きな影響を及ぼすことから、林業関係者等との連携を図りながら、河川環境の保全を推進します。

また、漁協、市民、関係機関と連携しながら河川の浄化活動の推進と意識啓発に努めます。



アユの産卵場の整備

(3) カワウ及びサギによる被害への対策を図ります

内水面漁協や「日向市有害鳥獣対策協議会」等関係機関と連携し、捕獲等の取り組みによりカワウやサギによるアユ等の水産資源の食害への対策を図ります。

(4) 養殖業の振興を推進します

関係機関と連携し、養殖環境の改善や魚類防疫体制の強化、また新たな養殖の取り組みを支援するなど、養殖業の振興に努めます。



養鰻施設（福瀬）

4. 水産業に理解と関心を高める施策の展開

《現状と課題》

近年、肉を中心とした欧米型の食生活の傾向により、魚離れが進んでいると言われていています。このことは、魚価の向上や水産業の振興を図る上でも重要な課題であり、魚に関する食育や、魚を用いた料理教室の開催など水産業に関心を高める取り組みが必要です。

また、漁場環境の保護のため、遊漁者等への情報提供や啓発が求められています。



内水面漁協による体験学習

《主な施策》

(1) 水産業に理解と関心を高めるための啓発に努めます

あらゆる学習機会をとらえて、水産業に対する関心の向上に努めるとともに、「日向市食育・地産地消推進計画」の推進等により、関係機関と連携して水産物の消費拡大を図ります。

また、食生活改善推進員等による水産物を用いた料理教室の開催等を支援します。



小学校における学習発表会

(2) 漁業者と遊漁者の秩序ある漁場利用を促進します

秩序ある漁場利用を図るため、「日向市漁場利用調整協議会」をはじめ関係機関と連携し、水産資源保護の協力、遊漁船係留場の適正な利用等について、遊漁者に対するチラシの配布や看板等の設置による啓発に努めます。



遊漁船係留場（梶木）

(3) 環境保全への取り組みを推進します

遊漁者や漁業者をはじめ、市民との協働による海浜・河川敷等の清掃活動を推進し、漁場環境の保全を図ります。



漁業者による漂着物等除去

第5章 計画の推進にあたって

1. 振興にあたっての目標値

	具体的施策	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
農 業	「へべす」の生産拡大 (単位：トン)	200	260	330	400	470
	新規就農者の確保・育成 (後継者含む 単位：経営体)	5	5	5	5	5
	認定農業者の育成・強化 (単位：経営体)	156	158	160	162	164
	集落営農組織の育成・強化 (単位：地区)	6	6	7	7	7
	農地の集積・集約化 (農地中間管理事業実施累計面積 単位：ha)	85	95	105	115	125
	荒廃農地の解消 (荒廃農地面積 単位：ha)	115	110	105	100	95
	薬草の栽培技術の確立 (栽培面積 単位：ha)	1.0	2.0	2.0	2.0	2.0
	子牛生産頭数の維持・拡大 (子牛セリ出荷頭数 単位：頭)	1,000	1,010	1,010	1,020	1,020
	富島幹線用水路の整備 (事業進捗率 単位：%)	70	80	100		
有機農業や減農薬・減化学肥料 栽培の推進 (栽培面積 単位：ha)	8.4	8.8	9.2	9.6	10.0	

	具体的施策	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
林 業	再造林の推進(耳川広域森林組 合施業によるスギ苗木の年間 造林面積 単位：ha)	76	79	82	85	88
	有害鳥獣の被害防止(農林水産 物の年間被害金額 単位：千円)	33,432	30,793	27,713	24,634	21,555
	生産基盤の整備 (林内路網密度単位：m/ha)	39.9	40.2	40.5	40.7	40.9

	具体的施策	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
水 産 業	栽培漁業の推進(海水面におけ る放流種苗 単位：種)	2	2	2	2	2
	藻場の造成(平岩港地先の藻場 面積 単位：ha)	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7
	「細島いわがき」の生産 (単位：トン)	30	30	30	30	30

2. 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、施策を効果的・効率的に推進する観点から、それぞれの施策について本市の関係部局が中心となり、中間年に各専門委員会等で進捗状況の把握・評価を実施し、適正な進行管理に努めます。

計画策定に係る組織体制

日向市



策定機関（20人程度）

日向市農林水産業振興計画策定委員会

メンバー：学識経験者、日向農業協同組合、耳川広域森林組合、日向市漁業協同組合、農業委員会、東臼杵農林振興局、東臼杵南部農業改良普及センター、延岡家畜保健衛生所、小売業者、外食業者、生産者、日向市

- ①基本的事項の審議
- ②計画原案の策定



検討・策定機関（40人程度）

専門委員会

- ①計画策定に関する資料の収集及び分析
- ②計画原案の作成
- ③計画策定の進行管理

農業振興専門委員会 20人程度	林業振興専門委員会 10人程度	水産業振興専門委員会 10人程度
--------------------	--------------------	---------------------

メンバー：日向農業協同組合、耳川広域森林組合、市内3漁業協同組合、東臼杵農林振興局、東臼杵南部農業改良普及センター、日向市農業委員会、生産者団体、日向市 ほか

策定委員会名簿

敬称略、順不同

氏 名	所 属 ほ か	備 考
西 脇 亜 也	学識経験者 宮崎大学	教授
黒 木 聖 士	日向農業協同組合営農販売	部長
長 田 寿 和	耳川広域森林組合	参事
近 藤 弘 幸	日向市漁業協同組合	参事
股 野 満 男	日向市農業委員会	会長
白 石 浩 司	東臼杵農林振興局農政水産企画課	課長
川 越 香	東臼杵南部農業改良普及センター普及企画課	課長
右 田 憲 史 郎	東臼杵農林振興局林務課	課長
入 田 重 幸	延岡家畜保健衛生所防疫課	課長
黒 木 幹 夫	道の駅「日向」物産館	館長
田 崎 澄	宮崎県飲食業生活衛生協同組合	日向支部長
高 橋 安 光	生産者代表 日向市認定農業者連絡協議会	会長
黒 木 真	生産者代表 日向市青年会議	会長
佐 藤 正 行	生産者代表 日向地区猟友会	東郷支部会長
兒 玉 慶 太	生産者代表 細島いわがき生産者部会	会長
海 野 雅 彦	日向市農林水産部	部長

専門委員会名簿

敬称略、順不同

分野名	氏 名	所 属 ほ か	備 考	
農 業 振 興 専 門 委 員 会	高橋 安光	日向市認定農業者連絡協議会	会長	
	黒木 八徳	日向市果樹園芸振興協議会	会長	
	黒木 和之	J A日向平兵衛酢部会	部会長	
	黒木 金喜	日向市和牛改良組合	組合長	
	河野 正太	日向市養鶏振興会	会長	
	甲斐 敏男	日向市農業委員会農地部会	部会長	
	黒木 公作	農事組合法人ひまわり	事務局	
	橋口 洋二	日向市農業青年会議	副会長	
	三浦 辰己	日向農業協同組合	営農指導課長	
	黒木 敦		営農企画課長	
	日高 洋明	東臼杵農林振興局	農政水産企画課副主幹	
	一川 健		農畜産課副主幹	
	吉村 喜代美		農業改良普及センター 農業経営課主幹	
	程内 珠代		農業改良普及センター 普及企画課主幹	
	児玉 貴	日向市農業畜産課	課長	
	高巢 浩久		家畜防疫対策監	
	黒木 郁志		課長補佐兼農村整備係長	
	黒木 秀明		畜産振興係長	
	森川 恭光		農業振興係長	
	川越 雄矢		農業振興係	
	井本 彩		農業振興係	
	黒木 祐司		日向市農業委員会事務局	事務局長補佐兼農政係長
	野別 浩三			農地係長
	海野 靖幸	日向市ブランド推進課	へべす・ブランド開発係長	

分野名	氏名	所属ほか	備考
林業振興専門委員会	黒田 明	耳川広域森林組合	本所事業部長
	鈴木 裕二		日向支所長
	磯貝 太	日向市・東郷町椎茸部会	部会長
	稲田 正太	日向市林業研究グループ連絡協議会	会長
	浜辺 靖子		女性会長
	黒木 雅文	耳川流域木工団地生産・加工・流通対策協議会	事務局長
	中武 千秋	東臼杵農林振興局	林務課主幹
	松永 雅春	日向市林業水産課	課長
	若藤 公生		課長補佐兼林業振興係長
	齊藤 岳彦		林業土木係長
水産業振興専門委員会	松葉 隆一	日向市漁業協同組合	総務課長
	疋田 清美		漁村女性指導士
	高橋 和範		漁業指導士
	甲斐 勝康	富島河川漁業協同組合	組合長
	都甲 哲郎	耳川漁業協同組合	組合長
	中西 聖代	東臼杵農林振興局	農政水産企画課副主幹
	中武 邦博		農政水産企画課技師
	三浦 練一	日向市林業水産課	課長補佐兼水産振興係長
	黒木 信介		水産振興係